

令和5年度第4回市町等教育長会議資料

目次

【説明項目】

- 1 令和6年度当初予算（案）の概要について 1
- 2 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について 27
- 3 能登半島地震支援に関する三重県災害時学校チームの派遣について 31
- 4 公立小中学校の教職員配置と専門人材・地域人材の活用について 34
- 5 コンプライアンスの推進について 41
- 6 メンタルヘルスコンシェルジュ事業について 43
- 7 学力の向上について 44
- 8 県立夜間中学について 49
- 9 県立高等学校入学者選抜の再募集における応募資格の今後の取り扱いについて 52
- 10 三重県人権教育基本方針の改定について 56
- 11 令和6年度「みえ祭協力隊」の公募について 65

【配布項目】

- 12 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針について . . 69
- 13 令和6年度トップリーダーマネジメント研修について 71

別冊1 三重県教育ビジョン（仮称）（最終案）

別冊2 「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に関するアンケート結果概要

別冊3 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針

1 令和6年度当初予算(案)の概要について

歳 出

(単位:千円)

款	項	令和5年度 当初予算 (下段:令和4年度 第10号補正 ^{※1} 含む)	令和6年度 当初予算 (下段:令和5年度 第9号補正 ^{※2} 含む)	増減額 B-A	増減率 (B-A)/A
		A	B		
教育費	教育総務費	15,016,920 (15,083,703)	25,384,515 (26,769,524)	10,367,595 (11,685,821)	69.0% (77.5%)
	小学校費	53,448,084	54,065,221	617,137	1.2%
	中学校費	29,984,038	30,263,920	279,882	0.9%
	高等学校費	33,487,392 (35,398,604)	33,445,925	▲ 41,467 (▲1,952,679)	▲ 0.1% (▲5.5%)
	特別支援 学校費	13,972,983 (14,043,683)	13,373,280 (13,677,332)	▲ 599,703 (▲366,351)	▲ 4.3% (▲2.6%)
	社会教育費	2,257,473	421,158	▲ 1,836,315	▲ 81.3%
	保健体育費	661,102 (708,847)	615,589	▲ 45,513 (▲93,258)	▲ 6.9% (▲13.2%)
合 計		148,827,992 (150,924,432)	157,569,608 (159,258,669)	8,741,616 (8,334,237)	5.9% (5.5%)

※1 令和4年度第10号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「実習船建造事業費」ほか6事業に2,096,440千円を計上
- ・令和5年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※2 令和5年度第9号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「公立学校情報機器整備基金積立金」ほか7事業に1,689,061千円を計上
- ・令和6年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

教育委員会

令和6年度当初予算のポイント・主要事業

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

人口減少や経済・社会のグローバル化、超スマート社会の進展など、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、教育委員会では、令和6年度からの4年間を計画期間とする「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定を進めています。子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すという基本姿勢のもと、次期計画で子どもたちに育みたい力として掲げる「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育成し、子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現できるよう、教育政策を推進していきます。

子どもたちが自分らしく生き抜いていく力を育むため、自己肯定感の涵養や「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的・調和的な育成に取り組みます。また、自ら考え行動する力や、社会に貢献しようとする「志」を育みます。

特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状態にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、子どもたちのさまざまな教育的ニーズに応じた支援を行います。増加するいじめや不登校については、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、学校や家庭、地域など多様な主体の連携・協働により、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備や学びの場の充実を図ります。

さらに、教職員の負担軽減を図り、すべての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、専門人材や地域人材の配置を拡充します。また、教員不足解消に向けて、教職の魅力伝える取組を進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の6項目について重点的に取り組みます。

(1) 未来の礎となる力の育成

知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を進めます。規範意識や自他の命の尊重、いじめを許さないといった「豊かな心」を育むため、自己肯定感を涵養するための授業づくりに取り組むとともに、家庭や地域と連携して社会全体で読書活動を推進します。「健やかな身体」を育むため、中学校の休日部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるとともに、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上を図ります。生涯にわたり健康で充実した生活を送っていただけるよう、健康教育や食育に取り組みます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、持続可能で豊かな未来を創る人材として活躍していただけるよう、地域企業等と連携した課題解決型の学習や主権者教育などを通じて、社会の担い手として主体的に学びに向かう姿勢を育むとともに、技術革新等により進化する社会で求められる力を身につけるための取組を推進します。また、就職を希望するすべての高校生の就職実現に向けて支援します。

(3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちが一貫した支援を受けられるよう、パーソナルファイルを活用して支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、特別支援学校において、小中学校との交流及び共同学習により、豊かな人間性を育むとともに、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育や企業経験豊かなサポーター等の活用により、生徒の希望する進路を実現します。また、医療的ケアが必要な児童生徒の登校を支援することで、通学にかかる保護者の負担を軽減します。さらに、特別支援学校の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や増築に向けた取組を進めます。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

道徳教育や人権教育など教育活動全体を通じて、子どもたちに「いじめをしない、させない心」や社会性を育むことを通じて、いじめや暴力行為の未然防止に取り組みます。学校内外の専門人材も活用しながら、子どもたちのささいな変化を見逃さず、積極的ないじめの認知を進めるとともに、いじめを訴えやすい環境づくりに取り組むことで、いじめ事案への迅速かつ適切な対応を進めます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

学校への支援や相談体制、関係機関等との連携を充実するとともに、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境を整えるため、多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。外国人児童生徒が自己実現を果たし、地域社会で生きていく力を身につけられるよう、日本語指導や学習支援を充実します。義務教育段階の学び直しを行う県立夜間中学については、令和7年度の開校に向けた取組を進めます。あわせて、子どもたちが災害時に自分の命を守る力を身につけられるよう、防災教育に取り組みます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

教職員の資質向上を図るため、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、新規採用者や管理職等を対象とした新たな研修を実施します。効果的な教育活動と働き方改革を推進するため、専門人材や地域人材の配置を拡充します。学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組を支援します。県立高等学校活性化計画に基づき、人口減少に対応した取組や、各校の特性を生かした特色化・魅力化の取組を進めるとともに、地域の高等学校活性化推進協議会において、高校の学びと配置のあり方について丁寧に協議を進めます。県立学校の長寿命化計画に基づく老朽化対策やトイレの改修を着実に進めます。地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進するとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用するための取組を進めます。

2 主な重点項目

(1) 未来の礎となる力の育成

- ① (一部新) 学力向上推進事業 予算額 34,331千円
[学力向上推進プロジェクトチーム(224-2931)]

みえスタディ・チェックをCBTで実施し、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、学習状況や生活習慣等に関する質問調査を実施し、各学校における授業改善や個に応じた指導を促進します。学力向上アドバイザーを少人数指導推進校に派遣して、校長との懇談や授業視察を通じて指導・助言を行います。授業力向上アドバイザーを派遣して、若手教員等の授業や校内研修への指導・助言を行うとともに、複数の学校の若手教員等が学校の垣根を越えて学び合う仕組みを構築します。

- ② 少人数教育推進事業 予算額 1,417,138千円
[教職員課(224-2958)]

小学校の少人数学級について、本県独自の小学校1・2年生30人学級(下限25人)に加え、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、令和3年度の3年生から年次進行で実施している35人学級について、令和6年度は国を先取りして6年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施します。

また、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、引き続き、教員の役割分担によるティーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組みます。

- ③ 小中学校指導運営費 予算額 34,355千円
[小中学校教育課(224-2963)]

市町および小中学校を訪問して、学習指導要領に基づく授業実践や、学力向上の取組を支援します。子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を引き続き配置します。小中学校等において、本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と関連した読書活動等を進めるため、市町にアドバイザー派遣事業を委託するとともに、取組の成果を県内学校図書館関係者に周知します。

- ④ (新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 予算額 1,388千円
<事業実施期間: 令和6年度~令和8年度> [研修推進課(226-3571)]

子どもたちの学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導を行うことができるよう、モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に資する実践等について、教職員を対象とした研修を実施するとともに、すべての公立学校の校長等を対象とした講演会を開催します。

- ⑤ (一部新) 道徳教育総合支援事業 予算額 8,967 千円
[小中学校教育課 (224-2963)]
道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。児童生徒の自己肯定感の向上を通じていじめや暴力をなくすため、小学3・4年生を対象としたいじめ予防プログラム実証研究を新たに行い、その成果を県内小学校に横展開します。

- ⑥ 就学前教育の質向上事業 予算額 2,032 千円
(27,532 千円 ※R5 年度2月補正予算含みベース)
[小中学校教育課 (224-2963)]
幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。また、市町が行う公立幼稚園のICT環境整備を支援します。

- ⑦ (一部新) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 予算額 9,137 千円
[社会教育・文化財保護課 (224-3322)]
早期からの読書習慣の形成に向けて、企業や団体等の多様な主体が連携・協働するネットワークを構築することで、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成するとともに、子どもが読書に親しむ機会の拡充を図ります。県立学校において図書館を活用した探究的な学びや授業づくりが進められるよう、モデル校で各校に応じた図書館リニューアル計画を家庭、地域、学校等が一体となって策定し、図書館の環境整備や読書に関わるイベント等に取り組みます。

- ⑧ (新) 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業 予算額 2,560 千円
<事業実施期間: 令和6年度~令和8年度> [人権教育課 (224-2732)]
「人権が尊重される三重」をつくる主体者の育成を図るため、異校種の子どもたちが集まり、各校、各地域で取り組んだ人権学習や地域に人権尊重の意識を広める教育活動の成果を発表するとともに、差別を解消するために自分たちにできることを話し合うこどもサミットを開催します。

- ⑨ (一部新) みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 予算額 123,375 千円
[保健体育課 (224-2973)]
- 中学校における休日の運動部活動の地域連携・地域移行について、市町の協議会設置やコーディネーター、指導者の配置などの取組を支援するとともに、拠点型での合同部活動等の取組を進める市町を支援します。また、指導者の質の向上を図るため、J S P O公認指導者資格を取得するための新たな研修会を実施します。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を配置します。高校の運動部において、専門的指導が受けられるよう、技術指導を行う外部指導者(運動部活動サポーター)の派遣や、デジタル技術を活用した専門家による遠隔指導を実施し、効率的で効果的な部活動運営を進めます。
- ⑩ みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業 予算額 3,772 千円
[保健体育課 (224-2973)]
- 発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、各学校の状況に応じた1学校1運動を進めるとともに、各学校で作成した元気アップシートの取組を着実に実施できるよう、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行い、子どもたちの体力向上を図ります。
- ⑪ 運動部活動支援事業 予算額 141,510 千円
[保健体育課 (224-2973)]
- 中学校、高校の県大会や東海大会の開催経費を負担します。また、生徒や教職員、中学生の引率を行う地域スポーツ団体がブロック大会および全国大会に参加するための旅費を負担します。
- ⑫ 学校保健総合支援事業 予算額 2,729 千円
[保健体育課 (224-2969)]
- 現代的な子どもの健康課題である「歯と口の健康づくり」「心の健康(メンタルヘルス)」「性に関する指導」について、専門医等を学校に派遣したり、講演会を開催したりするなど、学校における健康教育の充実を図ります。また、子どもたちへの相談やケアを行う養護教諭を支援するため、経験豊富な人材を派遣し、指導助言や業務代替を行います。
- ⑬ 学校給食・食育推進事業 予算額 2,342 千円
[保健体育課 (224-2969)]
- 地場産物を活用した「みえ地物一番給食の日」や「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」等を通じて食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底を図ります。また、学校給食における食品ロス削減の取組を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

① 未来へつなぐキャリア教育推進事業

予算額 26,180 千円

[高校教育課 (224-3002)]

高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを引き続き配置し、就職相談等の就職支援を行います。人との意見、考えのやりとりや、関わり方の面から支援が必要な生徒について、就労に係る関係機関と連携し、生徒の現状共有や支援方策の協議を行うとともに、入学後の早い段階からの進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習などに取り組みます。

② 世界へはばたく高校生育成支援事業

予算額 4,109 千円

[高校教育課 (224-3002)]

高校生の留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、高校生を対象にしたレベル別英語ディベートセミナーを開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

③ (新) 郷土を題材とした学習活動推進事業

予算額 14,975 千円

<事業実施期間: 令和6年度~令和8年度> [小中学校教育課 (224-2963)]

小中学校のモデル校において、地域企業等と連携しながら、地域における社会的課題等の解決方法を考える協働的な学習を進めるとともに、地域で活躍する人びとの魅力に触れる機会を創出します。また、モデル校の取組を県内に広く発信する合同成果発表会を実施します。小中学生が県内の観光地を訪問し、大学生のサポートを受けながら、実践的な英語でALTとコミュニケーションをとるイベント、中学生が郷土三重の魅力を英語で表現するコンテストや海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業を実施します。

④ (一部新) 地域とつなぐ職業教育充実支援事業

予算額 89,556 千円

[高校教育課 (224-3002)]

工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備について、新たな設備の整備を行います。Society5.0の時代を生き抜く人材を育成するため、個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うSTEAMプログラムを実施するとともに、先進的な取組を行う企業等との連携により、プログラミングやAI、ARを活用した学習、実社会の課題解決につながる取組を進め、DX人材育成プログラムを開発し、その学習効果を検証します。

- ⑤ (一部新) 高等学校学力向上推進事業 予算額 46,444 千円
(73,944 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)
[高校教育課 (224-3002)]

学習指導要領に即した教育内容が的確に実施されるよう、県立高校に対して指導・助言等を行います。普通科において、教科横断的なカリキュラム編成や外部機関との連携等による学際的な教育プログラムの実践研究を行います。生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、パイロット校において、生成AIを活用した教育活動を試行します。さまざまな分野で活躍する著名人による講演・座談会等を実施することで、志を持ち可能性に挑戦するリーダーの育成をめざします。

- ⑥ (新) 次代を担う社会の担い手育成支援事業 予算額 2,893 千円
<事業実施期間: 令和6年度~令和8年度> [高校教育課 (224-3002)]

高校生が自ら考え、自分の力で社会問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。モデル校において、有識者やコーディネーターの助言を得ながら、主権者教育モデルプランを策定するとともに、政治的中立性を確保しつつ、主権者教育に取り組めるような好事例を構築し、その成果を県内高校に広く周知します。また、校種・学校の枠を越えた生徒たちが集い、考え、話し合うワークショップを実施します。

(3) 特別支援教育の推進

- ① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 予算額 21,167 千円
[特別支援教育課 (224-2961)]

特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携した就学支援を進めるとともに、パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。高校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者からの相談への対応、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置します。発達障がい支援に係る専門性向上のため、通級による指導を担当する教職員への研修を実施します。特別支援学校においては、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

- ② 特別支援学校メディカル・サポート事業 予算額 27,852 千円
[特別支援教育課 (224-2961)]

医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう医療的ケアを実施するとともに、研修の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言による校内のサポート体制の充実を図ります。通学に係る保護者の負担軽減のため、登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行います。

③ 特別支援学校就労推進事業 予算額 6,288 千円
[特別支援教育課 (224-2961)]

特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、キャリア教育サポーターを活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施し、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。ICTを活用した在宅就労に向けた就職支援を行うテレワーク支援員を配置し、実習先や就職先の開拓を行います。

④ 特別支援学校施設建築費 予算額 569,190 千円
(872,342 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)
[学校経理・施設課 (224-2955)]

盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、校舎建築工事および共同調理場建築工事に取り組むとともに、建築に必要な木材調達や建設予定地の埋蔵文化財調査等を行います。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築の実施設計を行います。

⑤ 特別支援学校スクールバス整備事業 予算額 71,620 千円
[特別支援教育課 (224-2961)]

老朽化に伴う車両更新として、自動車NOx・PM法に適合するスクールバスを購入します。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業 予算額 26,793 千円
[生徒指導課 (224-2332)]

小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動になげられるよう、弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成し、教材を活用した授業をすべての小学校で行うための教職員研修を実施します。保護者や県立学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、いじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣します。また、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。子どもたちがSNSによる誹謗中傷やいじめ等を行わない心と態度を育めるよう、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画作成コンテストを開催し、「『STOP! いじめ』ポータルサイト」に作品を掲載するなど、社会全体でいじめ防止に取り組む気運を高めます。

② (一部新) 道徳教育総合支援事業 (再掲) 予算額 8,967 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。児童生徒の自己肯定感の向上を通じていじめや暴力をなくすため、小学3・4年生を対象としたいじめ予防プログラム実証研究を新たに行い、その成果を県内小学校に横展開します。

③ スクールカウンセラー等活用事業 予算額 467,622 千円

[生徒指導課 (224-2372)]

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

④ SNSを活用した相談事業、いじめ電話相談事業 予算額 27,031 千円

(教育相談事業の一部)

[研修企画・支援課 (226-3516)]

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」や、24時間体制のいじめ電話相談を実施します。

⑤ いじめ対応に係る教職員研修 予算額 635 千円

(教職員研修事業、教育相談事業の一部) [研修推進課 (226-3571) 研修企画・支援課 (226-3516)]

初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等、いじめへの対応力向上に向けた研修を実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

① 不登校対策事業 (一部) 予算額 59,137 千円

[生徒指導課 (213-6611)]

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを増員して、各教育支援センターに対して助言を行います。潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるスクリーニングの取組の対象を広げます。

- ② (新) 校内教育支援センター設置促進事業 予算額 10,207 千円
(不登校対策事業の一部) (15,207 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)
[生徒指導課 (213-6611)]

不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、新たに校内教育支援センターを設置する中学校の環境整備や、指導員を活用した校内教育支援センターの運営を支援します。

- ③ (一部新) 学校外での多様な学びの場の支援事業 予算額 6,280 千円
(不登校対策事業の一部) [生徒指導課 (213-6611)]

不登校児童生徒一人ひとりの実情に応じた多様な支援を行うため、不登校児童生徒の学校外の居場所として大きな役割を担っているフリースクール等で学ぶ児童生徒の体験活動等を支援するとともに、フリースクール等を利用する公立学校の児童生徒への経済的な支援を行います。

- ④ 高校生等教育費負担軽減事業 予算額 3,404,475 千円
[教育財務課 (224-2940)]

就学支援金や奨学給付金等を支給し、高校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、家計急変世帯を対象とした支援を継続するとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

- ⑤ 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (一部) 予算額 8,296 千円
[小中学校教育課 (224-2963)]

経済的な理由等により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身につけていない子どもに対し、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に補助を行います。

- ⑥ スクールカウンセラー等活用事業 (再掲) 予算額 467,622 千円
[生徒指導課 (224-2372)]

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

- ⑦ (新) 夜間中学設置準備事業 予算額 431,573 千円
 <事業実施期間：令和6年度> [小中学校教育課 (224-2963)]
 令和7年4月の夜間中学開校に向け、多様なニーズに対応できる教育内容等について検討するため、先行事例の調査研究を行うとともに、設置場所となる施設の大規模改修や備品購入のほか、広報や生徒募集等、必要な準備を行います。また、学齢期の不登校生徒を対象とした「学びの多様化学校」の指定に向けた準備を行います。夜間学級体験教室「まなみえ」は、参加者の習熟度や個々の状況に応じた授業を実施します。
- ⑧ 社会的自立をめざす外国人生徒支援事業 予算額 15,674 千円
 [高校教育課 (224-3002)]
 外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。また、各校の外国人生徒担当教員を対象に、日本語指導担当者研修を実施します。
- ⑨ 高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分) 予算額 4,304 千円
 (未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部) (再掲) [高校教育課 (224-3002)]
 外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置します。
 ※就職実現コーディネーター：10名のうち、3名分 (外国人生徒等対応分)
- ⑩ 特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業 予算額 3,250 千円
 (早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部) (再掲) [特別支援教育課 (224-2961)]
 特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。
- ⑪ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 予算額 30,485 千円
 [小中学校教育課 (224-2963)]
 市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への補助を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。
- ⑫ 学校防災推進事業 予算額 13,970 千円
 [教育総務課 (224-3301)]
 防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学習を実施します。

⑬ 学校安全推進事業

予算額 2,709 千円

[生徒指導課 (224-2332)]

通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

① 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (一部再掲)

予算額 11,265 千円

[小中学校教育課 (224-2963)]

地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入や充実に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町に対して受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーターの配置や運営団体における指導者の配置等の補助を行います。

② (一部新) 教職員研修事業 (一部再掲)

予算額 78,651 千円

[研修推進課 (226-3571)]

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された資質・能力をふまえ、経験年数や職種に応じた研修を効果的に実施します。新規採用者が教育実践への意欲と自己肯定感を高めることができるよう、新規採用者が自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成します。管理職の若年齢化やコロナ禍に着任したことによる経験不足等の課題を解決するため、従来の新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象に時代や社会の変化に対応したマネジメント研修を実施します。また、ネットDE研修システムの再構築を行います。

③ (新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 (再掲)

予算額 1,388 千円

<事業実施期間：令和6年度～令和8年度>

[研修推進課 (226-3571)]

子どもたちの学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導を行うことができるよう、モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感を涵養に資する実践等について、教職員を対象とした研修を実施するとともに、すべての公立学校の校長等を対象とした講演会を開催します。

④ (一部新) 学校における働き方改革推進事業 予算額 374,748 千円
[教職員課 (224-2959)]

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続きすべての公立学校に配置します。また、教頭の学校マネジメント等にかかる業務を専門的に支援する教頭マネジメント支援員を小中学校(大規模校等6校程度)に配置します。

⑤ (新) 「みえの未来を創る」教員の魅力発信・環境整備事業 予算額 7,482 千円
<事業実施期間: 令和6年度~令和8年度> [教育総務課 (224-3173)]
[教職員課 (224-2959)]

保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案の解決を支援するため、学校管理職OB等が務める学校問題解決支援員を県教育委員会事務局に配置します。教員不足に対応するため、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職の魅力を発信し、教職に就く不安を解消するための相談会を開催するとともに、対象者の掘り起こしのための広報を行います。また、教員採用のためのツールとして、パンフレットや動画を作成します。

⑥ 学校情報ネットワーク事業 予算額 433,592 千円
[教育総務課 (224-3008)]

学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコン、ネットワークやクラウド環境の保守など情報基盤の適切な維持管理を行います。また、個人情報流出のリスクを低減するため、メールセキュリティ対策を導入します。県立高校において、定期テスト等の自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の分析等ができるシステムを運用し、業務の効率化や生徒の理解度に応じた指導につなげます。

⑦ (新) 公立学校情報機器整備基金積立金 予算額 2,222,271 千円
(3,343,314 千円 ※R5年度2月補正予算含みベース)
[小中学校教育課 (224-2963)]

公立小中学校および特別支援学校小中学部の1人1台端末の計画的な更新に要する財源を基金として造成します。

- ⑧ (一部新) 教育課程等研究支援事業 予算額 513,914 千円
(519,914 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)
[小中学校教育課 (224-2963)]

学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。1人1台端末の効果的な利活用や運営支援センターの整備について支援するアドバイザーを市町や学校に派遣します。また、公立小中学校の1人1台端末の計画的な更新を進めるため、共同調達に関する会議体を設置運営するとともに、市町に補助を行います。

- ⑨ 情報教育充実支援事業 予算額 265,960 千円
[高校教育課 (224-3002)]

県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。

- ⑩ 校舎その他建築費 予算額 2,225,469 千円
[学校経理・施設課 (224-2955)]

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新など施設・設備の機能の向上に取り組みます。

- ⑪ 教育改革推進事業 予算額 3,250 千円
[教育政策課 (224-2951)]

本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催します。また、地域協議会を活用し、地域の意見を参考にしながら、高校の活性化や今後のあり方について協議します。

- ⑫ (新) 高等学校活性化推進事業 予算額 29,900 千円
<事業実施期間：令和6年度～令和8年度> [高校教育課 (224-3002)]

令和7年度に開校する紀南地域新高校が、過疎化や少子化が進む紀南地域における唯一の高校として、地域課題解決を含めた魅力ある学びを提供できるよう、2校舎が一体となった活動や連携した授業等にかかる研究を進めます。令和6年度から募集停止となる南伊勢高校南勢校舎の在校生の度会校舎への移動に係る経費・手段を確保します。

⑬ 社会教育推進体制整備事業 予算額 2,798 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3322)]

社会教育の振興を図るため、社会教育関係者を対象に研修や情報交換を行うとともに、地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。また、博物館法の改正に伴う審査登録や基幹統計である社会教育調査を実施します。

⑭ 鈴鹿青少年センター費 予算額 142,750 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3322)]

PFI事業契約に基づき、民間がもつノウハウを活用し、充実した体験活動プログラムを実施するなど、青少年をはじめ幅広い世代に質の高いサービスを提供します。また、ランナーが気軽に利用できるランニングステーションを設置するなど、隣接するダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）と一体的な管理運営を行うことでリピーターの獲得を図ります。

⑮ 世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費 予算額 1,912 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3328)]

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町等と連携した取組を行うとともに、多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録候補資産の学術調査について、技術的支援を行います。また、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国内の気運醸成に努めます。

⑯ 未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業 予算額 3,929 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3328)]

継承の危機にある祭り等の無形民俗文化財の支援のため、映像記録作成や過去の映像記録のデジタル化を行い、記録保存を図るとともに、その魅力を特集サイトで広く情報発信します。また、子どもたちを「みえ祭協力隊」として募集し、祭りの体験取材を行い、未来の担い手育成につなげます。

⑰ 埋蔵文化財センター管理運営費 予算額 17,489 千円

[社会教育・文化財保護課 (224-3328)]

発掘調査で出土した資料等を適切に保管するために出土品の保存処理や収蔵施設の維持・管理を行うとともに、金属製品や木製品を収蔵するための新たな恒温恒湿収蔵庫を整備します。また、文化財保護への理解や子どもたちの郷土への愛着を深めるために、文化財を活用した体験事業やイベント、学校への出前事業等を行います。

未来の礎となる力の育成

学力向上推進P.T (224-2931) 教職員課 (224-2958) 研修推進課 (226-3571)
 小中学校教育課 (224-2963) 社会教育・文化財保護課 (224-3322)
 人権教育課 (224-2732) 保健体育課 (224-2973, 2969)

知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を進めます。規範意識や自他の命の尊重、いじめを許さないと決めた「豊かな心」を育むため、自己肯定感を涵養するたための授業づくりや、家庭や地域と連携して社会全体で読書活動を推進します。「健やかな身体」を育むため、中学校の休日部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるとともに、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上を図ります。生涯にわたり健康で充実した生活を送っていきます。

◇確かな学力の育成

【一部新】学力向上推進事業【予算額:34,331千円】

- ・みえスタディエックをCBT (Computer Based Testing) で実施。学習や生活等に関する質問紙調査を実施し、授業改善や個に応じた指導を促進
- ・学力向上アドバイザー(3名)を少人数指導推進校に派遣し、校長のマネジメントへの助言や、教職員の授業改善等への支援
- ・授業力向上アドバイザー(3名)を派遣し、若手教員等への指導・助言を実施。若手教員等が学校の垣根を越えて学び合う仕組みの構築



学習指導員配置事業【予算額:23,617千円】

- ・補充的な学習支援や授業で教職員の補助を行う学習指導員を配置

【一部新】少人数教育推進事業【予算額:1,417,138千円】

- ・小学校1、2年生の30人学級(下限25人)(定数40人)
- ・小学校3、4、5、6年生の35人学級(定数200人)
- ・※国を先取りする形で、R6から6年生でも実施
- ・中学校1年生の35人学級(下限25人)(定数55人、非常勤30人)
- ・※実情に応じて2、3年生への振替可
- ・習熟度別指導やチーム・ティーチング等の少人数指導のための教員配置(定数25人、非常勤152.5人)

◇豊かな心の育成

【一部新】自己肯定感を涵養する教育推進事業【予算額:1,388千円】

- ・モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等の方法を検証
- ・教職員やすべての公立学校長等を対象に、自己肯定感を涵養をテーマとした講演会等を開催

【一部新】道徳教育総合支援事業【予算額:8,967千円】

- ・道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の指導方法を指導、助言
- ・小学3・4年生を対象に、自己肯定感の向上を通じていじめ予防プログラム実証研究を実施

【一部新】読書活動推進事業【予算額:11,916千円】

- 本を読もう！読書推進事業【予算額2,779千円】
- ・本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と関連した読書活動等を行う市町を支援
- (一部新)子どもと本をつなぐ環境整備促進事業【予算額9,137千円】
- ・読書活動推進計画に基づく読書活動の推進、家読(うちどく)やブリオパトルの普及啓発
- ・多様な主体が連携・協働するネットワークを構築し、社会全体で子どもたちの読書活動を推進
- ・学校図書館を活用した探究的な学びや授業づくりのため、モデル高校で図書館をリニューアル

【一部新】「人権が尊重される三重」をつくる子どもサミット事業【予算額:2,560千円】

- ・差別解消に向けて子どもたちができることを話し合う子どもサミットを開催

【一部新】就学前教育の質向上事業【予算額:27,532千円】※R5年度2月補正予算含みベース

- ・幼児教育の質向上、保幼小の円滑な接続を進めるため、アドバイザー等を市町へ派遣
- ・公立幼稚園のICT環境整備について市町へ補助

◇健やかな身体力の育成

【一部新】みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業【予算額:3,772千円】

- ・各学校の状況に応じた1学校1運動の推進

【一部新】学校保健総合支援事業【予算額:2,729千円】

- ・養護教諭の資能力向上のため、指導・助言や業務代替を行う経験豊富な人材を派遣

【一部新】学校給食・食育推進事業【予算額:2,342千円】

- ・食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底や、食品ロス削減の取組を実施



【一部新】みえ子どもの元気アップ部活動充実事業【予算額:123,375千円】

- 中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行
- ・市町が設置する協議会、コーディネーター配置、運営団体における指導者配置など、地域移行に向けた各市町の取組を支援
- ・拠点型での合同部活動等の取組を進める市町を支援
- ・指導者育成のため、JSPO公認指導者資格を取得するための研修を実施



○部活動指導員の配置

- ・運動部活動指導員の配置195名(中学校153名、高校42名)
- ・※中学校の文化部配置分27名(他事業)を含めると、計222名の配置
- ・運動部活動サポートコーディネーターの派遣50名(高校)
- 効率的・効果的な高校の運動部活動の推進
- ・デジタル技術を活用した専門家のリモート指導を実施

部活動指導員対前年度
50名増(約1.3倍)

未来を創造し社会の担い手となる力の育成

高校教育課(224-3002)
小中学校教育課(224-2963)

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、持続可能で豊かな未来を創る人材として活躍していきけるよう、地域企業等と連携した課題解決型の学習や主権者教育などを通じて、社会の担い手として主体的に学びに向かう姿勢を育むとともに、技術革新等により進化する社会で求められる力を身につけるための取組を推進します。また、就職を希望するすべての高校生の就職実現に向けて支援します。

◇キャリア教育の推進

未来へつなぐキャリア教育推進事業【予算額 26,180千円】

- ・地域企業の情報や仕事の魅力を伝え、求人確保や就職相談等の就職支援を行う就職実現コーナーディナー(10名)およびキャリア学習支援員(1名)を配置
- ・支援が必要な生徒について、関係機関と連携して、生徒の現状共有や支援方策の協議を行うとともに、早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習などを実施



◇グローバル教育の推進

世界へはばたく高校生育成支援事業【予算額 4,109千円】

- ・レベル別英語ディベートセミナーを実施
- ・留学支援やオンライン海外交流を実施
- ・三重県高等学校科学オリンピック大会を開催



郷土教育

(新)郷土を題材とした学習活動推進事業【予算額 14,975千円】

- ・小中学校のモデル校において、地域企業等と連携し、地域における社会的課題等の解決方法を考える協働的な学習を実施
- ・中学生とAIが実践的な英語でコミュニケーションをとりながら観光地を巡るイベントを実施
- ・中学生が郷土三重の魅力が英語で表現するコンテストや、中学生が海外の生徒とオンライン交流する授業を実施

◇新たな価値を創り出す力の育成

(一部新)地域とつなぐ職業教育充実支援事業【予算額 89,556千円】

- ・老朽化している実習設備の更新
- ・すべての県立農業高校(5校)でGAP教育を推進
- ・パイロット校において、DX人材育成プログラムを開発
- ・高校生とDX関連企業が連携して、小中学生向けのDX体験フェスティバルを開催
- ・県立学校17校でSTEAMプログラムを実施し、産業界で求められる資質・能力の変容を測定

職業教育

- ・DX人材の育成

生成AI

(新)学校教育における生成AI活用に係る実証研究事業【予算額 6,940千円】

- ・生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、パイロット校において生成AIを活用した教育活動を試行



高等学校普通科の新たな学びに係る実践研究【予算額 5,618千円】

- ・教科横断的なカリキュラム編成や学際的な教育プログラムの実践研究を実施

◇未来を切り拓く力の育成

(新)次代を担う社会の担い手育成支援事業【予算額 2,893千円】

- ・モデル校において、主権者教育モデルプランを策定
- ・政治的中立性を確保しつつ、主権者教育に取り組み事例を構築
- ・学校の枠を越えた生徒たちが集まり、ワークショップを実施

主権者教育



リーダー育成

(新)志を持ち可能性に挑戦するリーダー育成支援事業【予算額 2,753千円】

- ・さまざまな分野で活躍する著名人による講演や、高い志を持つ若者同士のディスカッションを通して、次代のリーダーを育成

特別支援教育の推進

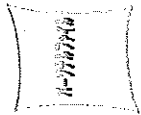
特別支援教育課 (224-2961) 学校総理・施設課 (224-2955)

特別な支援を必要とする子どもたちが一貫した支援を受けられるよう、パーソナルファイルを活用して支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、特別支援学校において、小中学校との交流及び共同学習により、豊かな人間性を育むとともに、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育や企業経験豊かなサポーター等の活用により、生徒の希望する進路を実現します。また、医療的ケアが必要な児童生徒の登校を支援することで、通学にかかる保護者の負担を軽減します。さらに、特別支援学校の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や増築に向けた取組を進めます。

◇特別支援教育の推進

早期からの一貫した教育支援体制整備事業 【予算額 21,167千円】

- ・ パーソナルファイルの活用促進と、支援情報の円滑な引継ぎ
- ・ 発達障がい支援員4名による高等学校への巡回相談
- ・ 通級による指導担当教員等の専門性の向上
- ・ 特別支援学校のセンター的機能による支援
- ・ 市町教育委員会と連携した就学支援
- ・ 特別支援学校に在籍する外国人児童生徒等への支援
(通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置)
- ・ 高等学校での通級による指導の充実と実施校の拡大
- ・ 交流及び共同学習の充実
- ・ 「副次的な籍」の実施拡大に向けた取組



◇進路希望の実現

特別支援学校就労推進事業 【予算額 6,288千円】

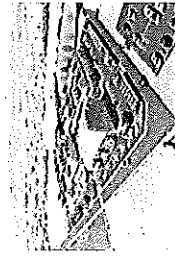
- サポーター等を活用した支援
- ・ テレワーク支援員1名を配置し、ICTを活用した在宅就労など、新しい働き方や技能に対応した美習先や就職先を開拓
- ・ キャリア教育サポーター3名を配置し、生徒一人ひとりに合った業種・業務と支援方法を企業に提案する形で職場開拓
- 計画的・組織的なキャリア教育の推進
- ・ 企業等と連携した技能講習、技能検定を実施 (清島 看護・介助業務補助)

◇施設の狭隘化・老朽化等への対応

特別支援学校施設建築費

【予算額 872,342千円】※R5年度2月補正予算含みベース

- 盲学校・聾学校の校舎等建築
- ・ 城山特別支援学校の隣地へ移転するため、校舎および共同調理場建築工事や木材調達、建設予定地の埋蔵文化財調査等を実施
- 松阪あゆみ特別支援学校の校舎増築に係る実施設計

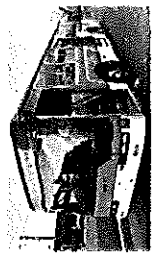


◇スクールのバスの整備

特別支援学校スクールバス整備事業

【予算額 71,620千円】

- ・ 老朽化に伴う車両更新 (2台)



特別支援学校メデイカル・サポート事業 【予算額 27,852千円】

- 医療的ケアを安全に実施するための体制を整備
- ・ 実施校：特別支援学校9校
- ・ 看護師免許を有する職員と教員が連携して医療的ケアを実施
- ・ 医療的ケアのための基本研修および実地研修を実施
- ・ 指導医等による巡回指導および相談を実施
- ・ 保護者の負担軽減のため、看護師が登校時の福祉車両等に同乗し、医療的ケアを行う取組を実施

いじめや暴力のない学びの場づくり

小中学校教育課 (224-2963) 生徒指導課 (224-2332, 2372)
 研修企画・支援課 (226-3516) 研修推進課 (226-3571)

道徳教育や人権教育など教育活動全体を通じて、子どもたちに「いじめをしない、させない心」や社会性を育むことを通じて、いじめや暴力行為の未然防止に取り組めます。学校内外の専門人材も活用しながら、子どもたちのさまざまな変化を見逃さず、積極的ないじめの認知を進めるとともに、いじめを訴えやすい環境づくりに取り組み、いじめ事案への迅速かつ適切な対応を進めます。

(一部新) 道徳教育総合支援事業 (再掲) 【予算額 8,967千円】

- 自己肯定感を通じた、いじめや暴力の予防
 - ・小学校3・4年生を対象に、いじめ予防プログラム実証研究を実施
 - ・予防プログラムを指導できるよう、教職員研修を実施
 - ・保護者を対象とした講演を実施
- 道徳教育の充実
 - ・道徳教育アドバイザーを学校へ派遣



(一部新) いじめ対策推進事業 【予算額 26,793千円】

- 「いじめをしない、させない心」の育成するための教職員の資質・能力向上
 - ・社会性や規範意識を高めるため、小学校高学年の児童を対象とした弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成し、教材を活用した授業をすべての小学校で行うための教職員研修を実施
 - ・いじめ問題を担当する教職員に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学ぶ実践的な研修を実施
- いじめ対応情報管理システムの運用
 - ・いじめの迅速な認知と確実な対応のため、学校が認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等の情報を学校とその学校を所管する教育委員会が滞滞なく共有
- いじめ対策アドバイザー、いじめ問題対応サポーターの任用
 - ・保護者や県立学校からの相談に応じる「いじめ問題対応サポーター」を任用
 - ・複雑ないじめ事案や認知へ至っていない事案について、学校の対応の検証や効果的な対応策を助言する「いじめ対策アドバイザー」を県立学校に派遣
- ネット上のいじめへの対応
 - ・不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間通じて実施



スクールカウンセラー等活用事業 【予算額 467,622千円】

- スクールカウンセラー (臨床心理士等) の配置拡充
 - ・全小中学校 (150中学校区)
 - 児童生徒数、小学校数、不登校児童生徒数の多い中学校区への配置時間を増
 - ・全県立学校 (高等学校56校、特別支援学校18校)
 - 一人あたりの時間数が少ない学校の配置時間を増
 - ・全教育支援センター (市町: 21か所 (他事業も含む)、県立: 1か所)
 - 市町: 令和5年度に新設された1か所に新たに配置
- スクールソーシャルワーカー (社会福祉士等) の配置拡充
 - ・小中学校 (29市町)に配置。学校数が多い市町は複数中学校区を拠点に活動)
 - 1校あたりの配置時間が少ない市町への配置拡充
 - ・県立学校 (高等学校24校、特別支援学校3校を拠点に活動)
 - ・全教育支援センター (市町: 21か所 (他事業も含む)、県立: 1か所)
 - 市町: 令和5年度に新設された1か所に新たに配置



【スクールカウンセラー】
 R6:364,311千円 (各事業合計)
 対前年度予算比: +34,439千円/+10.4%
 ※R2予算比: +124,129千円/+51.7%

【スクールソーシャルワーカー】
 R6:113,083千円 (各事業合計)
 対前年度予算比: +916千円/+0.8%
 ※R2予算比: 70,311千円/+164.4% (約2.6倍)

教育相談事業 (一部) 【予算額 27,031千円】 (SNSを活用した相談事業、いじめ電話相談事業)

- 多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」や24時間体制のいじめ電話相談を実施

いじめ対応に係る教職員研修 (教職員研修事業、教育相談事業の一部) 【予算額 635千円】

- いじめの定義の確実な理解や、解消に向けた組織的対応等、対応力向上を図る法定・必修研修を実施
- いじめを生まさない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ専門研修を実施

【教育相談員】
 R6:23,196千円

誰もが安心して学べる教育の推進

生徒指導課 (213-6611, 224-2372, 2332) 教育財務課 (224-2940) 小中学校教育課 (224-2963)
 高校教育課 (224-3002) 特別支援教育課 (224-2961) 教育総務課 (224-3301)

学校への支援や相談体制、関係機関等との連携を充実するとともに、不登校児童生徒が学びたいと思ったりときに学べる環境を整えるため、多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。外国人児童生徒が自己実現を果たし、地域社会で生きていく力を身につけられるよう、日本語指導や学習支援を充実します。義務教育段階の学び直しを行う県立夜間中学については、令和7年度の開校に向けた取組を進めます。あわせて、子どもたちが災害時に自分の命を守る力を身につけられるよう、防災教育に取り組めます。

◇不登校児童生徒への支援

不登校対策事業(一部)【予算額 59,137千円】

- 不登校総合支援センターを中心に、各学校への支援、多様な活動や交流の場の提供、相談体制の充実、関係機関や民間団体との連携を推進
- 市町の教育支援センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な支援や訪問型支援を継続
- 県立教育支援センターを核として、高校段階の不登校生徒や高校中途退学者の多様な活動やオンラインを含めた交流の場の提供、学習支援や自立支援、カウンセリングを実施

(新)校内教育支援センター設置促進事業【予算額 15,207千円】※R5年度2月補正予算組み入

- 校内教育支援センターの設置促進に向け、中学校に設置していない市町への環境整備および不登校を含む長期欠席者が多い学校で指導員配置ができていない学校への配置を支援

(一部新)学校外での多様な学びの場の支援事業【予算額 6,280千円】

- フリースクール等で行う不登校児童生徒の体験学習等の費用を支援
- フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒について、経済的な理由により支援が必要な家庭に対して利用料を支援

不登校児童生徒の学校内外の居場所を確保!

◇学びの継続への支援

高校生等教育費負担軽減事業【予算額 3,404,475千円】

- 教育費負担の軽減のため、就学支援金や奨学金等を支給
- 地域と学校の連携・協働体制構築事業(一部)【予算額 8,296千円】
- 地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援を行う市町へ補助
- スクールカウンセラー等活用事業(再掲)【予算額 467,622千円】
- カウンセラーやソーシャルワーカーを拡充し、「チーム学校」の考えのもと、福祉等の関係機関と連携した支援を実施

◇県立夜間中学の設置に向けた取組

(新)夜間中学設置準備事業【予算額 431,573千円】

- 施設の大規模改修や備品等の購入
- 先行事例の調査研究、教育内容等の検討、生徒募集の広報活動
- 夜間学級体験教室「まなみえ」を継続実施



◇外国人児童生徒教育の推進

社会的自立をめざす外国人生徒支援事業【予算額 15,674千円】

- 学習支援や進路指導を行う外国人生徒支援専門員4名、日本語指導アドバイザー1名を県立高校に配置
- 高校生就職実現事業(外国人生徒等対応分)(未来へつなぐキャリア教育推進事業(一部)(再掲))【予算額 4,304千円】
- 外国人生徒にきめ細かな相談や求人開拓等の重点支援を行う就職実現コーナー3名を配置

特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業(早期からの一貫した教育支援体制整備事業(一部)(再掲))【予算額 3,250千円】

- 通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員1名を配置
- 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業【予算額 30,485千円】
- 外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導を行う市町へ補助
- 学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員、オンラインを活用した日本語指導を実施

◇防災教育の推進

学校防災推進事業【予算額 13,970千円】

- 防災ノートを活用した学習
- 体験型防災学習等の支援
- 学校防災リーダー等研修



◇通学路の安全確保

学校安全推進事業【予算額 2,709千円】

- 点検結果をふまえ、対策必要箇所の改善を促進

学びを支える教育環境の整備

小中学校教育課 (224-2963) 研修推進課 (226-3571) 教職員課 (224-2959) 教育総務課 (224-3008, 3173)
 高校教育課 (224-3002) 学校総務課 (224-2955) 教育政策課 (224-2951)
 社会教育・文化財保護課 (224-3322, 3328)

教職員の資質向上を図るため、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、新規採用者や管理職等を対象とした新たな研修を実施します。効果的な教育活動と働き方改革を推進するため、専門人材や地域人材の配置を拡充します。学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組を支援します。県立高等学校活性化計画に基づき、人口減少に対応した取組や、各校の特性を生かした特色化・魅力化の取組を進めるとともに、地域の高等学校活性化推進協議会において、高校の学びと配置のあり方について丁寧な協議を進めます。県立学校の長寿化計画に基づく老朽化対策やトイレの改修を着実に進めます。地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進するとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用するための取組を進めます。

◇教職員の資質向上

(一部新)教職員研修事業(一部再掲)
 【予算額 78,651千円】

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「**情し指し**」授業改善、いじめへの対応や不登校支援に関する研修を実施
- ・新規採用者が自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツ作成
- ・従来の新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象に時代や社会の変化に対応したマネジメント研修を実施

(新)自己肯定感を涵養する教育推進事業(再掲)
 【予算額 1,388千円】

- ・モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等を検証
- ・教職員やすべての公立学校校長等を対象に、自己肯定感を涵養をテーマとした講演会等を開催

◇教職の魅力発信と働き方改革の推進

(一部新)学校における働き方改革推進事業 【予算額 374,748千円】

- ・引き続きすべての公立学校にスクール・サポート・スタッフを配置
- ・教頭マネジメント支援員を小中学校(大規模校6校程度)に配置

(新)「みえの未来を創る」教員の魅力発信・環境整備事業
 【予算額 7,482千円】

- ・学校だけでは解決が難しい事案の解決を支援する学校問題解決支援員を県教育委員会事務局に配置
- ・教職に就いていない教員免許状所有者を対象に、教職に就く不安を解消するための相談会を開催
- ・教員採用のためのツールとして、パンフレットや動画を作成

◇地域とともにある学校づくり

地域と学校の連携・協働体制構築事業(一部再掲)
 【予算額 11,265千円】

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入や充実を図るための指導・助言
- ・地域未熟などの地域学校協働活動に係る経費の補助
- ・中学校の休日における文化部活動の地域移行を行う市町を支援



◇社会教育の推進と地域の教育力の向上

社会教育推進体制整備事業 【予算額 2,798千円】

- ・地域と学校をつなぐコオーディネーター・資質向上講座を実施
- ・博物館法に改正に伴う審査登録や社会教育調査を実施

鈴鹿青少年センター費
 【予算額 142,750千円】

- ・令和6年度 リニューアルオープン!
- ・PFI事業契約に基づく質の高いサービスを提供

◇文化財の保存・活用・継承

世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費
 【予算額 1,912千円】

- ・文化庁・近隣県・関係市町等と連携した取組の実施
- ・市町が実施する追加登録候補資産の学術調査への技術的支援

埋蔵文化財センター管理運営費 【予算額 17,489千円】

- ・出土品の適切な保管、体験イベント・出前授業等の実施、恒温恒湿収蔵庫の整備

◇教育環境の整備

学校情報ネットワーク事業 【予算額 433,592千円】

- ・デジタル採点システムの運用、個人情報流出リスクを低減するためメールセキュリティ対策の導入

(新)公立学校情報機器整備基金積立金
 【予算額 3,343,314千円】※R5年度2月補正含みベース

(一部新)ICT教育推進事業
 【予算額 508,240千円】※R5年度2月補正含みベース

- ・公立小中学校および特別支援学校小中学校の1人1台端末の計画的な更新を支援

校舎その他建築費 【予算額 2,225,469千円】

- ・長寿化計画に基づく県立高校の老朽化対策を実施
- ※トイレ改修:6校で設計、8校で改修工事 予定

◇高校の特色化・魅力化

教育改革推進事業 【予算額 3,250千円】

- ・地域協議会を開催し、各地域における高校の活性化や今後の学びと配置のあり方を協議

(新)高等学校活性化推進事業 【予算額 29,900千円】

- ・令和7年度に開校する紀南地域新高校について、魅力的な教育プログラムを研究

未来へ伝えるみえのお祭りアークアライブ事業
 【予算額 3,929千円】

- ・継承支援のため、祭り等の無形民俗文化財映像記録の作成や既存映像記録のデジタル化を行い、特集サイトで魅力を発信
- ・子どもたちが「みえ祭り協力隊」として祭りを体験取材する機会を創出



3 その他の主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課・電話番号
<p>《政策名：防災・減災、県土の強靱化》</p> <p>〈施策名：(1-2)地域防災力の向上〉</p> <p>1 災害時学校支援事業 600千円</p> <p style="text-align:center">【(1-2-4)学校における防災教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2事務局費)</p> <p>学校の再開準備や避難所の開設・運営、児童生徒の心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」において、大規模災害発生時には隊員を被災した学校に派遣して、学校教育の早期再開を支援します。また、民間団体・企業等との連携による災害時の子ども支援の仕組みづくりを進め、市町との連携につなげます。</p>	<p>教育総務課 (224-3301)</p>
<p>《政策名：人権・ダイバーシティ》</p> <p>〈施策名：(12-1)人権が尊重される社会づくり〉</p> <p>1 人権感覚あふれる学校づくり事業 664千円</p> <p style="text-align:center">【(12-1-2)人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>教育活動全体を通じて、子ども一人ひとりの存在や思いが大切にされる「人権感覚あふれる学校づくり」が進められるよう、人権学習指導資料の効果的な活用や人権教育カリキュラムの改善等について研究を行い、その成果を報告書や研修等で全ての県立学校に広めます。</p> <p>2 人権教育研究推進事業 2,113千円</p> <p style="text-align:center">【(12-1-2)人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>三重県人権教育基本方針に基づき「人権感覚あふれる学校づくり」を進めるため、学校や中学校区を指定し、差別解消に向けた意欲を育む学習活動等の研究を行い、その取組手法や指導内容等の普及を図ります。校種間で協働して人権教育の授業研究を行い、子どもに権利の主体者としての意識を育むとともに、差別解消に向けた行動力を育成します。</p>	<p>人権教育課 (224-2732)</p> <p>人権教育課 (224-2732)</p>

3 人権教育活動推進事業	1,210千円	人権教育課 (224-2732)
<p style="text-align: center;">【(12-1-2) 人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>学校における人権教育を進めるため、学校への指導助言を行うとともに、市町の人権教育担当を対象に、教員の実践力向上や指導力育成のための会議を開催します。</p>		
4 人権教育研修事業	1,145千円	人権教育課 (224-2732)
<p style="text-align: center;">【(12-1-2) 人権教育の推進】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 6人権教育費)</p> <p>学校における人権教育を推進するため、小・中・義務教育学校、県立学校の管理職等を対象とした研修を実施します。また、県立学校において、学校や地域で人権教育推進のリーダーとなって実践できる人材を養成します。</p>		
《政策名：教育》		
《施策名：(14-1)未来の礎となる力の育成》		
1 みえの学力向上県民運動推進事業	101千円	学力向上推進 プロジェクト チーム (224-2931)
<p style="text-align: center;">【(14-1-1) 確かな学力の育成】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 2事務局費)</p> <p>学校・家庭・地域が一体となった学力向上の取組を進めるため、みえの学力向上県民運動の趣旨や取組内容について、関係団体と連携し、周知・啓発を行います。</p>		
2 高校芸術文化祭費	3,645千円	高校教育課 (224-3002)
<p style="text-align: center;">【(14-1-2) 豊かな心の育成】</p> <p>(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費)</p> <p>音楽、美術、演劇など高校生の芸術文化の技術と創造力を磨き、芸術文化活動の活性化を図るとともに、生徒相互の交流を深め、豊かな人間性を育成するため、みえ高文祭の開催支援や、全国高等学校総合文化祭、近畿高等学校総合文化祭への生徒派遣などの支援を行います。</p>		
3 がんの教育総合推進事業	429千円	保健体育課 (224-2969)
<p style="text-align: center;">【(14-1-3) 健やかな身体の育成】</p> <p>(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1保健体育総務費)</p> <p>子どもたちが、がんについて正しく理解したり、自他の健康と命の大切さについて考えを深めたりできるよう、医療関係者やがん経験者などの外部講師と取り組むがん教育を推進します。また、指導者向け研修を実施し、がん教育の意義や指導内容等を学ぶ機会を提供します。</p>		

<p>〈施策名：(14-3)特別支援教育の推進〉</p>		
<p>1 特別支援学校スクールバス等運行委託事業 334,487千円</p> <p>【(14-3-2)特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進】 (第10款 教育費 第5項 特別支援学校費 1特別支援学校費)</p> <p>特別支援学校に在籍する子どもたちの通学に係る負担を軽減するため、スクールバスを運行します。</p>		<p>特別支援教育課 (224-2961)</p>
<p>〈施策名：(14-6)学びを支える教育環境の整備〉</p>		
<p>1 教育相談事業(一部再掲) 88,000千円</p> <p>【(14-6-2)教職員の資質向上と働き方改革の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 5総合教育センター費)</p> <p>臨床心理相談専門員を増員して、子どもの心の問題の解決に向けた専門的教育相談を行うとともに、学校での教育相談体制を支援するための派遣を行います。教職員の教育相談に係る資質・能力の向上に向け、相談スキルに応じた研修や、校内相談体制づくりを推進する中核的リーダーの育成研修を実施します。また、不登校支援に係る研修を引き続き実施するとともに、いじめ相談への対応について学ぶ教職員研修を実施します。いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を引き続き実施します。</p>		<p>研修企画・支援課 (226-3516)</p>
<p>2 県立学校教職員健康管理対策費 69,247千円</p> <p>【(14-6-2)教職員の資質向上と働き方改革の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 8教職員厚生費)</p> <p>県立学校教職員の生活習慣病等を早期発見・早期治療するため、定期健康診断を実施します。また、時間外労働等のデータを管理する「過重労働対策報告システム」を活用し、過重労働による健康障害の予防を図ります。</p>		<p>福利・給与課 (224-2939)</p>
<p>3 教職員メンタルヘルス対策費 7,792千円</p> <p>【(14-6-2)教職員の資質向上と働き方改革の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 8教職員厚生費)</p> <p>教職員の精神神経系疾患を予防するため、心の健康について正しく認識し、自らが早期に気づき、適切に対処できるよう研修や啓発を行うとともに、精神科医や臨床心理士による相談体制の充実を図ります。また、教職員が早期に病気回復と職場復帰を果たせるよう、精神科医による管理職とのケースカンファレンスを実施し、職場復職支援および支援体制の充実を図ります。</p>		<p>福利・給与課 (224-2939)</p>

《政策名：子ども》		
《施策名：(15-1)子どもが豊かに育つ環境づくり》		
1 高等学校等進学支援事業	145,961千円	教育財務課 (224-2940)
【(15-1-3)子どもの貧困対策の推進】 (第10款 教育費 第1項 教育総務費 4教育指導費) 高等学校・高等専門学校生徒に対する修学奨学金の貸与等により、経済的な理由で修学が困難な生徒を支援します。		
《政策名：文化・スポーツ》		
《施策名：(16-1)文化と生涯学習の振興》		
1 地域文化財総合活性化事業	90,000千円	社会教育・文化財保護課 (224-2999)
【(16-1-2)文化財の保存・活用・継承】 (第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費) 国・県指定等文化財の所有者等が行う修復等の保存事業に対して、技術的な助言と必要な経費についての支援を行うとともに、所有者等による公開・活用等への取組を促進します。		
2 文化財保存管理事業	5,926千円	社会教育・文化財保護課 (224-2999)
【(16-1-2)文化財の保存・活用・継承】 (第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費) 「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財保護審議会の審議等を通じ、県内の貴重な文化財が適切に保存・活用・継承等の措置が図られるよう、市町や文化財所有者への支援を行います。また、国・県指定等文化財が持つ魅力の情報発信を行うとともに、適切に保存されるよう巡視を行います。		
3 受託発掘調査事業	53,987千円	社会教育・文化財保護課 (224-3328)
【(16-1-2)文化財の保存・活用・継承】 (第10款 教育費 第6項 社会教育費 6文化財保護費) 国等が実施する事業地内にある埋蔵文化財を適切に保護するための調整を行うとともに、必要となる発掘調査と記録作成を行います。		

4 熊野少年自然の家費	70,565千円	社会教育・文化財保護課 (224-3322)
<p style="text-align: center;">【(16-1-4) 社会教育の推進と地域の教育力の向上】</p> <p>(第10款 教育費 第6項 社会教育費 1 社会教育総務費)</p> <p>自然の中で心身ともに健全な少年を育成するため、熊野少年自然の家を指定管理により運営し、施設利用者の増加および社会教育の普及・振興を図るとともに、効率的な管理運営を行います。また、経年劣化に伴うLEDへの改修工事を実施し、施設の適正な維持管理を行います。</p>		

2 「三重県教育ビジョン（仮称）」最終案について

次期「三重県教育ビジョン（仮称）」について、中間案の取りまとめ以降、県議会や三重県教育改革推進会議での審議、関係団体（市町教育長会・県立校長会・小中校長会等）との意見交換、子どもたちを対象として行ったアンケート結果、パブリックコメント等をふまえ、**別冊1**のとおり最終案を取りまとめました。

1 名称と副題について

計画の名称と副題について、次のとおりとします。

<p>三重県教育ビジョン</p> <p>～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～</p>

- ・三重県では本県における教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針として平成23年度に「三重県教育ビジョン」を策定し、以降3次にわたる計画に沿って施策を展開してきました。こうした中、「三重県教育ビジョン」については、県民の皆さん、県内教育関係者に定着している名称であると考え、引き続き、この名称を使用していきたいと考えています。
- ・副題には、子どもたちが個性を伸ばし、一人ひとりが望む未来を描き、その実現に向けて取り組んでいくという姿勢が重要であるという想いを込めています。

2 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案からの主な変更点

中間案からの主な変更点は次のとおりです。

No.	施策名等	頁	変更内容
1	はじめに（策定の趣旨）	1	「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」に関する記述の追加
2	基本施策・施策	45	施策名「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」から「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」へ変更
3	一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	50	「お互いを認め合い支え合う学校づくり」に関する記述の追加
4	子どもたちの安全・安心の確保	128	熱中症対策の観点からの体育施設等の空調設備の整備に関する記述の追加

No.	施策名等	頁	変更内容
5	教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	136	教職の魅力として、子どもたちの人生に影響を与えて成長を実感できる喜びを感じられるなどがあるという記述の追加
6	学校における働き方改革の推進	141	学校・教職員が担う業務の明確化・適正化を通じた、教職員の在校等時間の削減に関する記述の追加
7	I C Tを活用した教育の推進	145 146	専門人材の活用等に関する記述の追加

3 今後のスケジュール

令和6年3月 教育警察常任委員会（最終案）
教育委員会定例会における議決で確定

【参考】

計画の策定にあたっては、子どもたちからも幅広く意見をいただきました。

・「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に関するアンケート

回答件数 17,004 件 ※結果概要は別冊2

・児童・生徒・大学生との意見交換会

参加児童生徒・学生数 合計 176 名

・パブリックコメント

意見数 187 件

児童・生徒・大学生との意見交換会

学校や教育に対して望むこと等について、小学生、中学生、高校生、特別支援学校の児童生徒、教職を志して県内大学教育学部で学んでいる大学生と意見交換を行いました。

① 訪問校・参加者数

校種	開催校	訪問日	参加者数
小学校	桑名市立長島中部小学校	令和4年10月3日	4名（6年生2名、5年生2名）
	津市立南が丘小学校	令和4年10月21日	8名（6年生8名）
	名張市立名張小学校	令和4年10月3日	72名（6年生72名）
中学校	四日市市立南中学校	令和4年10月7日	6名（2年生3名、3年生3名）
	松阪市立嬉野中学校	令和4年10月13日	7名（3年生7名）
	伊勢市立倉田山中学校	令和4年9月29日	6名（3年生6名）
高等学校	四日市工業高校	令和4年10月20日	4名（3年生4名）
	津高校	令和4年10月5日	8名（1年生3名、2年生4名、3年生1名）
	津商業高校	令和4年9月30日	6名（3年生6名）
	宇治山田高校	令和4年10月18日	7名（2年生2名、3年生5名）
	伊賀白鳳高校	令和4年9月28日	8名（1年生3名、2年生3名、3年生2名）
特別支援学校	盲学校	令和5年10月24日	13名（小学部1名、中学部5名、高等部6名、専攻科1名）
大学	皇學館大学	令和4年12月1日	9名（4年生4名、3年生5名）
	三重大学	令和4年12月7日	18名（4年生6名、3年生12名）

② 主な意見

- ・教育実習では、授業を行うことの難しさもあったが、それを乗り越えたときの喜びも知ることができたので、もっと子どもたちと関わる機会が増えると教員志望が増えると思う。(大学生)
- ・子どもたちの自己肯定感を育むには、お互いの長所を見つけ、認め合うことが大切。教育実習で、自分自身も子どもたちに認められる嬉しさを実感した。(大学生)
- ・1人1台端末の活用には、動画を何度も視聴できることや、授業の中で意見を言いにくいことが表現しやすいというメリットがある。(高校生)
- ・コロナ禍で減った交流活動を取り戻せるよう、もっとクラスや学年を越えた交流を増やしたい。(高校生・中学生・小学生)
- ・話し合う活動を取り入れることによって、これまでにない新しい考えを導き出すことができる。(小学生)
- ・学校に来るとみんなに会え、話しをしたり一緒に勉強したりすることが楽しい。(特別支援学校小学部児童)
- ・地域の人と関わりながら学習を進めている学校も多い。本校でももっと外部の活動に積極的に参加したり、最先端の学問を学んだりするなど、いろいろな経験を積みたい。(高校生)
- ・幼稚園や保育所での地域学習を通じて、自分たちも小さい頃に地域で活動したことを思い出し、地域の人にいろいろな場面で見守られていたのだと実感した。(中学生)
- ・性の多様性や障がいのある生徒に配慮し、多目的トイレやエレベーターの配置などの環境整備が進むと、みんなが安心して過ごしやすい学校になると思う。(高校生)
- ・市内の中学校でも廃部になる部活動があり、地域連携・地域移行がすすむことにより、みんなが希望する部活動ができるようになれば嬉しい。(中学生)

3 能登半島地震支援に関する三重県災害時学校チームの派遣について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の支援として、三重県は、石川県輪島市をカウンターパートとして総合的に支援を行っています。輪島市内では学校関係においても甚大な被害が発生しており、市内全ての小中学校、県立高校で通常の授業が実施できない状況が続いています。このため、三重県教育委員会では、災害時の学校運営に関する研修等を受講した教職員により構成する「三重県災害時学校支援チーム」を輪島市の学校に派遣し、学校の早期再開に向けた支援を行っています。

※三重県災害時学校支援チーム

災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、県内外の大規模災害時に被災した学校の早期普及を支援するチームとして、令和3年1月15日に発足。現在の隊員数は83名。

【隊員の内訳】

小学校44名、中学校15名、高校8名、特別支援学校8名、県教委7名、市教委1名

1 輪島市への派遣状況

(1) 先遣隊の派遣

令和6年1月10日（水）～11日（木）

・ 三重県教育委員会事務局職員2名を輪島市に派遣。輪島市教育委員会、輪島市内の学校を訪問し、被災状況や支援ニーズなどの情報収集を行う。

(2) 本隊の派遣

【派遣方針】

- ・ 隊員3名による派遣チームを編成し、順次派遣します。
- ・ 隊員の派遣期間は1週間とします。現地で前の隊から引継ぎを受けて活動します。
- ・ 市町等教育委員会を通じて隊員に派遣可能時期を照会し、隊員が所属する学校長に派遣の可否を確認したうえで、派遣する隊員を決定します。現在、第10次隊までの派遣を調整済です。

【派遣】

第1次：調整隊 令和6年1月19日（金）から26日（金）

三重県教育委員会事務局職員2名派遣

本隊 令和6年1月20日（土）から26日（金）

鈴鹿市小学校養護教諭1名、松阪市小学校教諭1名

大台町中学校主事1名

- 第2次：令和6年1月25日（木）から1月31日（水）
三重県教育委員会事務局職員1名、熊野市中学校教諭1名
南勢教育支援事務所職員1名
- 第3次：令和1月30日（火）から2月5日（月）
桑名市小学校養護教諭1名、四日市市中学校教諭1名
尾鷲市小学校教諭1名
- 第4次：令和6年2月4日（日）から2月10日（土）
四日市市小学校教諭1名、鈴鹿市小学校教諭1名
県立特別支援学校教諭1名
- 第5次：令和6年2月9日（金）から2月15日（木）
多気町立中学校教諭1名、度会町立小学校指導教諭1名
名張市立小学校教諭1名
- 第6次：令和6年2月14日（水）から2月20日（火）
亀山市立小学校教諭1名、大台町立小学校主任1名
県立高等学校教諭1名
- 第7次：令和6年2月19日（月）から2月25日（日）
〇〇〇
- 第8次：令和6年2月24日（土）から3月1日（金）
〇〇〇
- 第9次：令和6年2月29日（木）から3月6日（水）
〇〇〇
- 第10次：令和6年3月5日（火）から3月11日（月）
〇〇〇

※輪島市内の学校の状況を踏まえて、第11次隊以降も検討します。

【活動内容】

輪島市教育委員会からの要請を受けて、輪島市門前地区の学校再開の活動を支援しています。

門前地区には2小学校（門前東小、門前西小）と1中学校（門前中学校）がありますが、1月24日（水）から門前東小学校の校舎に2小学校、1中学校の児童生徒が登校して、学校活動を再開しています。

三重県災害時学校支援チームは、門前地区の各学校長および教職員と意見交換しながら、門前東小学校において、次の支援活動を行っています。

①学校再開に向けた事前準備支援

- ・ 2小学校、1中学校の児童生徒を迎えるにあたって、校内の整備、片付け（倒れたロッカーや書庫、金庫などの整理。書類や図書などの片付け、整理。オンライン授業に向けた通信環境の整備等）
- ・ 各学校の活動場所の配置調整、机や椅子、学習用具などの準備

- ・再開後の校内での生活ルールづくり
- ・児童生徒用仮設トイレの設置、トイレの使用ルールの作成
- ・児童生徒の健康チェックの実施方法の検討 など

②再開後の学校活動の支援

- ・登下校時の交通指導
- ・現地教員の授業支援、オンライン授業のサポート
- ・児童生徒の心のケアに向けた取組（心のケア授業のサポート、保護者向けの心のケアの留意点などをまとめた通信の作成、児童生徒から相談を受ける体制づくり 等）
- ・現地教員の代替で授業実施（体育等） など

③その他

- ・学校事務の支援（教科書再給与冊数調査、不足学用品の調査や調達、児童生徒の転校手続き 等）
- ・教職員の災害見舞金請求事務等の支援 など

※活動内容については、輪島市教育委員会と随時意見交換を行い、支援ニーズを踏まえて臨機応援に対応していきます。

2. 今後の取組予定

輪島市内の学校は、再開できる準備が整った学校から順次、児童生徒の受け入れを始めていますが、各学校で通常どおりの活動が再開される見通しはたっており、輪島市への支援活動は長期化することが想定されます。三重県教育委員会では、輪島市教育委員会の他、石川県教育委員会や他県の災害時学校支援チームなどとの連携を密にしながら、引き続き、輪島市での三重県災害時学校支援チームの支援活動に取り組んでいきます。

(1) チーム隊員の派遣

引き続き、第11次以降の隊を派遣する場合には、改めて、各市町等教育委員会を通じて各隊員に派遣の可否を照会し、派遣隊員を決定します。

年度末に向けての多忙な時期になりますが、隊員の派遣について、ご理解、ご協力いただくとともに、隊員が派遣されている期間の所属校への支援等についてもご配慮いただきますよう、お願いいたします。

(2) チームサポート隊員の派遣

支援チームの活動が長期化することを見据えて、現地で隊員と一緒に活動していただけるサポート隊員を募集したところ、〇名の教職員の方に応募いただきました。

今後、サポート隊員にも派遣の可否を照会させていただき、派遣を依頼させていただきますので、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

4 公立小中学校の教職員配置と専門人材・地域人材の活用について

1 国の加配定数を活用した少人数学級

(1) 政府予算

- 国において、小学校の学級編制について、義務標準法が改正され、令和3年度から5年かけて35人に計画的に引き下げる事となりました。令和6年度は、小学校5年生の学級編制標準が35人に引き下げられます。

	R3	R4	R5	R6	R7
学級編制標準 40人→35人	小2	小3	小4	小5	小6

(2) 本県の対応案

- 小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことを踏まえ、昨年度、国に先がけて小学校5年生35人学級編制としました。これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、令和6年度は、小学校5年生に続けて、6年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、安心して学べる環境としていきます。中学校については、引き続き1年生での35人学級（下限25人）を実施します。

2 教職員定数の概要

(1) 学校数 ※ () は分校で外数 小学校には義務教育学校1を含む

校種	令和5年度		令和6年度		増減	
小学校	340	(2)	340	(2)	±0	±0
中学校	147	(2)	147	(2)	±0	±0
計	487	(4)	487	(4)	±0	±0

(2) 児童生徒数（予算見込）※ 小学校に義務教育学校前期課程、中学校に後期課程を含む

校種	令和5年度	令和6年度	増減
小学校	85,702	83,295	△2,407
中学校	44,742	44,220	△522
計	130,444	127,515	△2,929

(3) 標準学級数（各年度4月1日時点、増減は前年度比）

※ 令和6年度は1月16日現在の見込数

【普通学級数】

校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
小学校	3247	△56	3222	△25	3210	△12	3205	△5	3178	△27
中学校	1323	△13	1319	△4	1296	△23	1284	△12	1287	+3
計	4570	△69	4541	△29	4506	△35	4489	△17	4465	△24

【特別支援学級数】

校種	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
小学校	867	+17	885	+18	899	+14	915	+16	947	+32
中学校	310	+14	342	+32	366	+24	382	+16	394	+12
計	1177	+31	1227	+50	1265	+38	1297	+32	1341	+44

(4) 条例定数

校種	職	令和5年度	令和6年度	増減
小学校	校長及び教員	5,919	5,897	△22
	養護教員	351	350	△1
	栄養教諭及び学校栄養職員	109	105	△4
	事務職員	367	365	△2
	計	6,746	6,717	△29
中学校	校長及び教員	3,345	3,340	△5
	養護教員	151	150	△1
	栄養教諭及び学校栄養職員	33	34	+1
	事務職員	175	176	+1
	計	3,704	3,700	△4
計		10,450	10,417	△33

(5) 国定数と県単定数

校種	定数	令和5年度	令和6年度	増減
小学校	国定数	6,690	6,642	△26
	県単定数	56	53	△3
	合計(条例定数)	6,746	6,717	△29
中学校	国定数	3,642	3,638	△4
	県単定数	62	62	±0
	合計(条例定数)	3,704	3,700	△4
計	国定数	10,332	10,302	△30
	県単定数	118	115	△3
	条例定数	10,450	10,417	△33

3 教職員配置について

- ・ 普通学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒への対応、外国人児童生徒への対応、不登校や問題行動となる児童生徒への対応、小学校英語への対応など、多様化・複雑化する学校の課題に対応できるよう、国の加配定数をできるだけ確保し、県単加配と合わせて教職員を配置します。
- ・ 外国人児童生徒教育及び通級指導については、国の計画的な基礎定数化と県単加配を活用して支援を充実します。
- ・ 特別支援学級については、市町等教育委員会からの要望をふまえ、できる限り増設します。
- ・ 少人数教育について国の加配定数は、小学校5年生の学級編制標準を35人に引き下げ基礎定数化されることから、一部減となります。
- ・ 教職員と専門人材・地域人材の適切な配置を進めるため、県単少人数定数・非常勤については、段階的に減じていくこととし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、部活動指導員等の専門人材の配置を拡充して

いきます。

- 今後とも、基本となる教員配置が国で確実に措置されるよう要望を続けるとともに、様々な教育課題への対応や教員の働き方改革が進むよう教職員を配置していきます。

4 主な加配定数 ※国定数は要望中であり、現時点での見込みです。

※一部、基礎定数を含んでいます。

(1) 少人数教育

① 定数

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国定数	小学校	146	197	△49
	中学校	165	158	△7
	計	311	255	△56
県単定数	小学校	24	21	△3
	中学校	4	4	±0
	計	28	25	△3
計	小学校	170	118	△52
	中学校	169	162	△7
	計	339	280	△59

② 非常勤

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国振替	小学校	25.0	30.0	+5.0
	中学校	55.0	57.5	+2.5
	計	80.0	87.5	+7.5
県単非常勤	小学校	71.5	64.5	△7.0
	中学校	32.5	30.5	△2.0
	計	104.0	95.0	△9.0
計	小学校	96.5	94.5	△2.0
	中学校	87.5	88.0	+0.5
	計	184.0	182.5	△1.5

(2) 小学校英語指導対応非常勤

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国振替	小学校	40.0	40.0	±0
	中学校	10.0	10.0	±0
	計	50.0	50.0	±0
県単非常勤	小学校	53.0	51.0	△2.0
	計	53.0	51.0	△2.0

(3) 専科指導

	種別	令和5年度	令和6年度	増減
国定数	小学校英語	25	20	△5
	小学校専科	49	34	△15
	学園制	1	1	±0
	教科担任制	23	42	+19
	小中一貫	2	2	±0
	計	100	99	△1
国振替	小学校英語対応	12.5	12.5	±0
	小学校体育対応	7.5	7.5	±0
	教科担任制	40.0	80.0	+40.0
	計	60.0	100.0	+40.0

(4) 特別支援教育

①通級指導

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国定数 (基礎定数を含む)	小学校	82	94	+12
	中学校	16	19	+3
	計	98	113	+15
県単臨	小学校	8	5	△3
	中学校	5	4	△1
	計	13	9	△4
計	小学校	90	99	+9
	中学校	21	23	+2
	計	111	122	+11

※国において平成29年度から令和8年度までの10年間で、通級指導が必要な児童生徒と指導者の割合を13対1となるよう基礎定数化を実施。

②特別支援教育対応非常勤（特別支援教育コーディネーター補充）

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
県単非常勤	小学校	53.0	53.0	±0
	中学校	22.5	22.5	±0
	計	75.5	75.5	±0

(5) 児童生徒支援

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国定数	小学校	88	85	△3
	中学校	102	102	±0
	計	190	187	△3
県単定数	小学校	19	19	±0
	中学校	15	15	±0
	計	34	34	±0
計	小学校	107	104	△3
	中学校	117	117	±0
	計	224	221	△3

(6) 外国人児童生徒教育（日本語指導）

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国定数 (基礎定数を含む)	小学校	82	87	+5
	中学校	25	31	+6
	計	107	118	+11
県単臨	小学校	5	3	△2
	中学校	2	1	△1
	計	7	4	△3
計	小学校	87	90	+3
	中学校	27	32	+5
	計	114	122	+8

※国において平成29年度から令和8年度までの10年間で、日本語指導が必要な児童生徒と指導者の割合を18対1となるよう基礎定数化を実施。

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
県単 巡回相談員	小学校	5	6	+1
	中学校	12	12	±0
	計	17	18	+1
県単非常勤	小学校	24.5	24.5	±0
	中学校	9.5	9.5	±0
	計	34.0	34.0	±0

(7) 生徒指導

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
県単定数	中学校	30	30	±0
	計	30	30	±0
県単非常勤	小学校	11.0	11.0	±0
	中学校	35.0	35.0	±0
	計	46.0	46.0	±0

(8) 主幹教諭対応非常勤

	校種	令和5年度	令和6年度	増減
国振替	小学校	7.5	7.5	±0
	中学校	15.0	17.5	+2.5
	計	22.5	25.0	+2.5

5 主な専門人材・地域人材の配置

(1) スクールカウンセラー

【R4 : 52,255 時間 R5 : 54,434 時間 R6 : 58,546 時間 +4,112 時間】

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の学校への配置・派遣時間を拡充し、不登校やいじめの被害にあったり、不安や悩みを抱えたりする児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した支援を推進します。教育支援センターへの SC、SSW の配置を拡充し、専門的な知見からの支援や相談を行うとともに、訪問型支援等を通じて不登校児童生徒への支援に取り組みます。

① 公立小中学校の配置

・ 1校あたりの週配置時間

令和4年度 2.9時間 令和5年度 3.2時間 令和6年度 3.4時間

・ 児童生徒数、小学校数、不登校児童生徒数の多い中学校区への配置時間増

② 教育支援センターの配置

令和5年度

・ 9センターに1日5時間、週1.5日配置（関わり深い中学校区と同一のSCを配置）

・ 上記以外の11センターに通級児童生徒数等に応じて配置時間増

令和6年度

・ 令和5年度から新規で創設された1センターに毎月1回5時間配置

(2) スクールソーシャルワーカー

【R4 : 15,870 時間 R5 : 24,097 時間 R6 : 24,400 時間 +303 時間】

① 公立小中学校及び県立学校の配置

・ 1校あたりの配置時間

令和4年度 0.72時間 令和5年度 1.12時間 令和6年度 1.14時間

・ すべての市町に配置し、学校数の多い市町は複数中学校区を拠点に配置予定

② 教育支援センターの配置

令和4年度 7センターに週1日7時間配置

・ 上記以外の13センターに通級児童生徒数に応じて合計399時間配置

令和5年度 9センターに週1日7時間配置

・ 上記以外の11センターに通級児童生徒数等に応じて配置時間増

令和6年度 21センターに通級児童生徒数等に応じて配置

(3) 教育相談員

【R4 : 12,960 時間 R5 : 12,000 時間 R6 : 12,000 時間 ±0 時間】

児童生徒の日常の悩みやストレスに対応する教育相談員を中学校、高校に配置。

中学校 令和4年度 135校

令和5年度 125校

令和6年度 125校

(4) 学習指導員

【R4 : 39,638 時間 R5 : 33,239 時間 R6 : 13,213 時間 △20,026 時間】
補充的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を配置します。

(5) 部活動指導員

【R4 : 92 人 R5 : 132 人 R6 : 153 人 +21 人】

中学校、高校の部活動について、顧問や引率ができる部活動指導員を増員します。

【部活動指導員】 (中学校)

令和4年度 92 人 令和5年度 132 人 令和6年度 153 人

【文化部活動指導員】 (中学校)

令和5年度 19 人 令和6年度 27 人

(6) スクール・サポート・スタッフ 【R4 : 493 人 R5 : 491 人 R6 : 491 人】

学習教材の準備やデータ入力などを担うスクール・サポート・スタッフを全ての小中学校に配置します。

【SSSの配置状況】

令和2年度 6学級以上の小中学校 408校配置

令和3年度以降 小中学校全校配置

○6学級以上の小中学校 一人当たり年間561時間 (1日3時間×187日)

○5学級以下の小中学校 一人当たり年間280.5時間の勤務

(7) 教頭マネジメント支援員 (新規)

【R6 : 6人】

学校マネジメント等に係る業務 (教職員の勤務管理事務支援、保護者や外部との連絡調整等) を専門的に支援する教頭マネジメント支援員を新規に配置します。

《主な専門人材・地域人材の予算状況》 (県立学校分を含む)

(単位: 千円)

	R4	R5	R6	増減	前年比 (R6-R5)
スクールカウンセラー	309,272	329,872	364,311	+34,439	+10.4%
スクールソーシャルワーカー	76,698	112,167	113,083	+916	+0.8%
教育相談員	28,276	25,097	23,196	△1,901	△7.5%
学習指導員	73,878	60,224	23,617	△36,607	△60.7%
部活動指導員	49,454	63,202	82,332	+13,530	+21.4%
スクール・サポート・スタッフ	317,373	329,788	351,281	+21,493	+6.5%
教頭マネジメント支援員			23,467	+23,467	新規

5 コンプライアンスの推進について (サービス規律確保の徹底について)

1 本年度の不祥事の発生状況

県教育委員会、市町等教育委員会、学校がともに不祥事根絶に向けて取り組んでいる中、令和5年度は、令和6年1月31日現在、わいせつ行為1件、わいせつな言辭等の性的な言動2件、公文書の不適正な取扱い2件、不正受給1件、救護義務違反1件、交通事故2件と不祥事が相次いで発生しており、計9件の懲戒処分を行いました。

こうした行為は、県民の学校教育への信頼を大きく損なう状況となり、信頼回復と再発防止に向けて、サービス規律の確保を徹底していかなければなりません。

(1) わいせつ行為

公立中学校教諭が、生徒に対してわいせつ行為をしたことにより、免職としました。

(2) わいせつな言辭等の性的な言動

県立学校教諭が、生徒に対して、校内や自家用車内において、服の上から体を触り、性的な内容を含む発言をしたことにより、停職6月としました。また、小学校教諭が、一般女性に、性的な内容の発言を行ったことにより、減給10分の1、1月としました。

(3) 公文書の不適正な取扱い

教育委員会事務局班長が、勤務実績表を変造し、裁判所に証拠として提出したことにより、免職としました。また、公立小学校長が経費報告書を作成する際、他の教諭に旅費を支払った上で、受領印をもらうべきところ、自ら用意した氏名印で不正に押印し公文書である経費報告書を偽造したことにより、停職3月としました。

(4) 不正受給

県立学校教諭が、生徒を引率し、全国高等学校総合体育大会に参加した際、実際には宿泊していない教諭の宿泊費を不正に受給したことにより、減給10分の1、2月としました。

(5) 救護義務違反

公立小学校主査が、自車を横断歩道上を歩行する女性に接触させました。停車してバックミラー等で確認したものの、事故を認知できず、必要な措置を行わずに、そのまま走行を続けました。このことにより、停職2月としました。

(6) 相手に傷害を負わせる交通事故

公立中学校教諭、小学校講師が、運転に集中できていなかったため、自車を他車に衝突させ、傷害を負わせたことにより、それぞれ減給10分の1、1月としました。

2 県教育委員会における不祥事根絶の取組

(1) 「懲戒処分の指針」の改正

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部改正に伴い、令和5年9月4日付で通知しましたとおり、「懲戒処分の指針」の一部改正を行いました。今後、わいせつ行為が発生した場合には、同法律の趣旨を踏まえ、適正かつ厳格な対処をしていきます。

(2) ハラスメント研修動画の配信

1月25日付で通知しましたとおり、ネットDE研修にて「学校におけるハラスメント研修動画」を配信しています。この研修動画は、セクシュアル・ハラスメントの延長にわいせつ行為が、パワー・ハラスメントの延長に体罰があると捉え、ハラスメントへの理解を深め、ハラスメントを起こさないことで、児童生徒へのわいせつ行為や体罰を未然に防ぐことをねらいとしています。動画を活用した研修を通して、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒へのわいせつ行為、体罰の根絶に努めていきます。

(3) わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関する調査の実施

県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施しました。また、令和4年度からは、すべての公立中学校において、アンケート調査を実施していただいたところです。

今後、結果を公表し、学校において自らの言動を振り返る機会を設けるなど、引き続き、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校となるよう取り組んでいきます。

3 市町等教育委員会の取組

- ・ 市町等教育委員会は、学校長に対し、県教育委員会が作成したハラスメント研修動画をすべての教職員が視聴したり、コンプライアンス・ミーティング研修資料等を活用したりするなどし、発生した事案が自分事として捉えることのできる研修会等を実施するようご指導ください。
- ・ 学校においては、教職員同士が互いの指導について、意見を交換したり、気づいたことを指摘し合ったりできる雰囲気醸成し、同僚性を高める研修会等を設定するなど主体的に取り組むようご指導ください。
- ・ 管理職員については、定期面談等により、所属職員が抱える問題を早期に解決・解消したり、日頃のコミュニケーションを大切にしたりするなど、風通しの良い職場環境の整備に努めるようご指導ください。

6 メンタルヘルスコンシェルジュ事業について

1 メンタルヘルスコンシェルジュ事業について

三重県教育委員会では、教職員のメンタルヘルスを支援する立場にある管理職員が、メンタルヘルス不調の教職員に対し早期に適切な対応を取ることで、メンタルヘルス不調の予防や長期化を防ぐことを目的に、令和4年度から県立学校管理職員を対象に相談窓口を設置し、保健師等が相談に応じ、利用できる事業や制度等を案内しています。

<主な相談内容>

- ・精神的疲労の蓄積している教職員への支援に対する助言
- ・早期に専門家への相談や専門医診療につなぐ支援に対する助言
- ・精神神経系疾患による休暇・休職からの復職に向けた支援や復職後の支援に対する助言 など

<相談実績>

令和4年度 217件

令和5年度 146件（令和5年12月末現在）

2 公立小中学校への事業拡大について

公立小中学校において、令和5年度にメンタルヘルスに関する相談の現状について聞き取りを行ったところ、公立小中学校の管理職員からも、メンタルヘルス不調の教職員への対応等についての相談ニーズがあることがわかりました。

このため、令和6年度より、公立小中学校の管理職員向けの相談窓口を設置することとします。

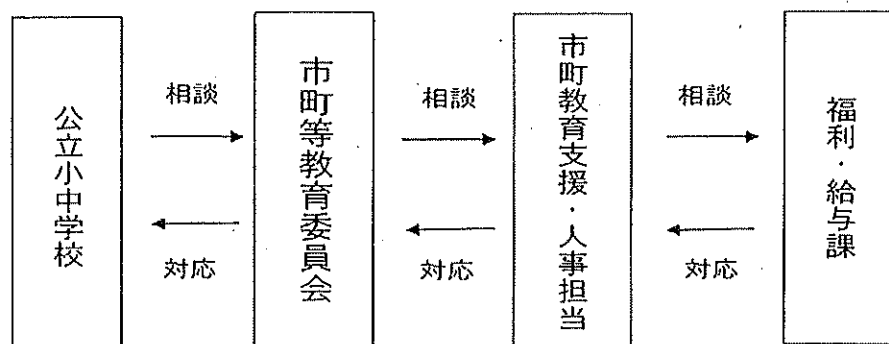
<利用方法>

- ①公立小中学校の管理職員は、市町等教育委員会に申し込む。
- ②市町等教育委員会は相談内容を聞き、市町教育支援・人事担当に申し込む。
- ③市町教育支援・人事担当は相談内容を聞き、必要に応じて福利・給与課へ申し込む。

<相談方法>

電話又は面談

<相談体制のイメージ>



7 学力の向上について

学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を育むことをめざし、知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養います。

学校における個別最適な学びや協働的な学びを進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の育成に取り組みます。

1 令和5年度末の取組

本年度下半期は、全国学力・学習状況調査の結果をふまえて、各学校における「授業改善」、「学習内容の定着」、「学習習慣、読書習慣等の確立」に向け、市町教育委員会が作成した「学力向上アクションプラン」に基づく取組を進めてきました。

年度末に向け、児童生徒のできなかつたところをできるようにし、新学年が円滑にスタートできるよう、以下の取組を進めます。

(1) 各学校での取組

- ・令和5年度第2回みえスタディ・チェックや市町独自の調査、ワークシート等を活用し、学習内容の定着状況を全教職員で把握。
- ・課題がみられた学習内容は、学び直し等を実施。定着が不十分な児童生徒に対し、朝の短時間学習、補充学習、家庭学習等にて、個に応じた指導を実施。
- ・学習習慣等の現状を把握し、これまでの取組を検証。改善がみられない場合は、具体的な対策を検討し、実施。

(2) 市町教育委員会の取組

- ・令和5年度第2回みえスタディ・チェック等の結果から、各学校における課題を確認。
- ・各学校へ、児童生徒や学校の状況に応じて、みえスタディ・チェックの関連問題や学一Viva!!セット等を活用し、「どれだけできるようになったか」を確認するよう、指導・支援。
- ・改善に向けた取組が進んでいない学校に対し、3月末までに確実に学習内容の定着を図るための具体的な対策が講じられるよう、指導・支援及び取組状況を確認。

<取組事例>

- ・度会郡内4町の指導教諭が指導力・助言力の向上に向け、示範授業（年1回ずつ）を実施。指導教諭と各町の指導主事等が参観し、事後協議。
- ・全国学力・学習状況調査の結果において課題がみられる領域の学習後、全小中学校で市教育委員会を選定した全国学力・学習状況調査の該当領域の過去問3問程度を実施し、理解・定着状況を確認。

(3) 県教育委員会の取組

- ・令和5年度第2回みえスタディ・チェックの結果から見えてきた課題をふまえ、市町教育委員会と年度末のアクションプランの進捗状況を確認。必要に応じて手立てを協議。

2 令和6年度当初の取組

(1) 令和6年度全国学力・学習状況調査

- ・実施日：令和6年4月18日（木）
- ・実施教科：国語、算数・数学
- ・質問調査（児童生徒・学校）※全てオンラインで実施。

児童生徒質問調査は、文部科学省が指定した日に実施。

(2) 令和6年度第1回みえスタディ・チェック

- ・実施期間：令和6年度始業式翌日から令和6年5月31日（金）まで
- ・対象学年：小学校第4学年、第5学年、中学校第1学年、第2学年
- ・実施教科：国語、算数・数学、理科（理科は、小学校第4学年を除く）
- ・学習や生活等に関する質問（児童生徒）
- ・各学校における授業改善や個に応じた指導、学習習慣等の確立について、早い段階から課題の改善に向けた取組が進むよう、指導・支援。

(3) 令和6年度第1回公立小中学校等校長研修会

- ・目的：小中学校において、校長のリーダーシップのもと、年間を通じた組織的・計画的な学力向上の取組を推進。
- ・実施期間：令和6年4月初旬の1週間程度 ※オンデマンド配信
- ・内容：学習習慣等の確立に向けた家庭学習の取組（講演を予定）
年間を通じた組織的・計画的な学力向上の取組 等

3 新規事業「若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組推進事業」

(1) 目的

- ・若手教員等が多く在籍する学校の中からモデル校を指定し、授業力向上アドバイザー等が、若手教員等の授業改善や、組織的・継続的に授業改善を図っていく校内研修への指導・助言を行うことにより授業力を向上。
- ・学校の垣根を越えて学び合う仕組みを構築。

(2) 実施期間

- ・令和6年度の1年間。

(3) モデル校の指定

- ・若手教員が多く在籍する市町や学校の中から、6市町程度の30校程度をモデル校に指定。
- ・モデル校は、原則として教職経験2年次から5年次までの教員が複数在籍している学校（「令和6年度わかる授業推進事業」に係る少人数指導推進校を除く）。
- ・モデル校は、市町教育委員会が推薦する学校のうち、市町教育委員会と県教育委員会とで協議を行い、協議結果をふまえて県教育委員会が決定。

(4) モデル校の取組

① 授業力向上アドバイザー等の派遣要請

- ・授業力向上アドバイザー又は県教育委員会指導主事の訪問による、若手教員等の授業改善や、組織的・継続的に授業改善を図っていく校内研修等への指導・助言（月2回程度）。

② 授業力向上研修会への参加

- ・モデル校を複数のグループに分け、年3回程度グループ内で提案授業と事後協議を行うなど、授業力向上アドバイザーのコーディネートによる学校の垣根を越えて学び合う機会を設定。

(5) 今後のスケジュール

- 令和6年3月：モデル校を募集
モデル校の推薦
- 4月：モデル校の決定
オリエンテーション（モデル校参加）
- 5月：授業力向上アドバイザーの訪問開始

4 みえの学力向上県民運動の推進

本県では、平成24年度から学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育む「みえの学力向上県民運動」を展開しています。

(1) みえの学力向上県民運動推進会議〔令和6年1月31日開催〕

- ・令和2年度から令和5年度までの主な取組の成果と課題について総括。
- ・今後の方向性について議論し、「みえの学力向上県民運動 基本方針（案）」について協議。【別紙】

(2) 令和6年度の主な取組

- ・引き続き、関係団体との連携とともに、県主催のイベント等、さまざまな機会を活用し、広く県民に基本方針に示す取組の視点（「主体的・協働的に学び行動する意欲」の育成、「学びと育ちの環境づくり」の推進、「読書をとおした学び」の推進）や家庭での取組等について、周知・啓発。
- ・学習習慣・読書習慣等の確立を図るため、1人1台端末等を活用した、市町や学校の主体的な取組を促進。

みえの学力向上県民運動 基本方針(案)

令和6年1月改訂

三重県・三重県教育委員会

＜基本理念＞

人口減少や高齢化、グローバル化がこれまで以上に進み、また、超スマート社会が急速に進展する中で、「変動性、不確実性、複雑性、曖昧性」を特徴とする、将来予測の困難な時代が到来しようとしています。次代を担う三重の子どもたちには、社会全体のウェルビーイング*の実現に向け、自ら課題解決について考え、他者との絆を大切にしながら、持続可能で豊かな未来を切り拓いていく力や、主体的に学び、困難を乗り越え、自信と高い志を備えた、責任ある行動を取る力が求められています。

子どもたちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、生まれながらにして豊かに育つための権利があります。子どもたちには自ら育つ力と多くの可能性があり、一人ひとりが力を発揮し、心身ともに健やかで豊かに育つことができる社会をつくっていく必要があります。

このため、一人ひとりの学びを支えていくという認識を学校・家庭・地域等が共有し、相互に連携・協力しながら、子どもたちが学ぶ楽しさやわかる喜びを実感できるよう、社会総がかりで取り組んでいきます。

＜取組の指針＞ みえの学力向上県民運動は、次の3点を取組の指針として進めます。

1. 「主体的・協働的に学び行動する意欲」を育てます

- ・子どもたちの学力の育成にあたっては、学習指導要領をふまえ、「何を理解しているか・何ができるか」（知識及び技能）、「理解していること・できることをどう使うか」（思考力、判断力、表現力等）、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びに向かう力、人間性等）といった視点を重視し、総合的に捉えていく必要があります。
- ・これらの資質・能力をバランスよく育成するため、学校では、協働的な学びや個に応じた学びの充実を図ります。子どもたちが日々の学習と実生活や自分の将来との関係に意義を見いだしたり、課題の発見と解決に向けて、他者と協働し、自らの考えを広げ深めたりするなどのプロセスを大切にした授業改善や、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな取組を進めます。
- ・子どもたちが自ら定める目標に向けて必要な学習内容や方法を決定し、学習状況等を振り返りながら、必要に応じて改善を行い、学び続けていく「自律した学習者」を育成します。

2. 「学びと育ちの環境づくり」を進めます

- ・子どもたちが、学校・家庭・地域でのさまざまな学びの場をとおして、「わかった！できた！」という達成感を積み重ね、自己肯定感を高めることができるよう、多くの大人が子どもたちに関わり、励ましながら、子どもたちの学びと育ちを支えることが大切です。
- ・家庭では、テレビやゲーム機、スマートフォン等の画面を見る時間について話し合っ てルールを決めて守ったり、学習時間等を確保したりするなどの自己管理能力を育て、学習習慣等を確立します。
- ・社会全体で「教育の原点」である家庭教育を応援するため、地域のさまざまな主体が連携し、地域の多様な資源を最大限生かして地域で支える体制づくりを進め、保護者等や子どもの学びを支えながら家庭教育の支援の充実を図ります。

3. 「読書をとおした学び」を進めます

- ・子どもたちは、「読書」を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。読書経験を積み重ねていく中で、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。また、多くの知識を得たり多様な文化に触れたりすることにより、生涯にわたって自発的に学習する習慣を身につけていきます。
- ・そのため、発達段階に応じて読書習慣を身につけることができる取組や、学校・家庭・地域のそれぞれの役割に応じて読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発等、子どもたちの生涯にわたる読書習慣を確立するための取組を進めます。

*ウェルビーイング（Well-being）とは身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なりうるものであり、一人ひとりの置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方があり得ます。

8 県立夜間中学について

1 設置の概要

さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかった方の教育機会の確保を図るため、三重県立夜間中学「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）」を令和7年4月に開校します。

【設置場所】

津市柳山津興（三重県立みえ夢学園高等学校に同じ）

2 めざす学校の姿、学校の枠組み等

本年度、学識経験者や体験教室参加者等の10名で構成する夜間中学設置検討委員会を設置し、めざす学校の姿や学校設置の枠組み等について検討を重ねてきました。

(1) めざす学校の姿（案）

- 「一人ひとりの願い（〇〇たい）が 芽生える 伸びる 広がる 学校」
- 年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校
 - 安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校
 - 語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまなつながりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校

(2) 学校設置の枠組み（案）

○入学対象者

三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たす人を入学対象とする。

- ・さまざまな理由により義務教育を修了していない人
- ・不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった人
- ・本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
- ・その他、学校長が入学を認めた人

○学校規模

全校生徒50人程度を想定する。

○修業年限

通常の中学校と同様に3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて、最長9年を目安として在籍を可能とする。

○入学時期・編入学対応

4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。また、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。開校時においても、入学希望者の学習状況を確認し、すべての学年への入学を可能とする。

○学齢期の生徒の受入れ

誰一人取り残さない教育の実現のため、不登校学齢生徒にも多様な教育機会を確保する観点から、「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）※の指定を文部科学省へ申請することに加え、在籍校に籍を残したままの通学を可能とするといった受け入れ方策について検討する。

※「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）

不登校児童生徒の実態に配慮して、特別の教育課程（年間の総授業時間数の低減（750時間程度）や、多くの体験型学習等）を編成して教育を実施する学校。

○誰もが通いやすい学習環境

生徒がそれぞれの事情に合わせて学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部と夜間部を設置する。また、通学が困難な生徒のため、分校又は分教室の設置を検討する。

3 今後の予定

令和6年3月 「三重県立中学校条例」の制定

「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校（仮称）設置基本方針」の策定

令和6年度 施設改修工事、カリキュラム作成、生徒募集等

※夜間学級体験教室「まなみえ」は、令和6年度も引き続き実施。

4 その他

令和6年度は、生徒募集のための入学説明会等を実施する予定です。生徒募集等の広報活動や相談窓口の設置等にご協力をお願いします。

また、今後、学齢期の生徒の入学手続きについての意見交換をさせていただくとともに、教材費や食事費、通学費等の就学支援制度（就学援助の類似制度）の設置をお願いしたいと考えています。

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校 (仮称) 設置基本方針【概要】



令和7年4月開校

学校名：三重県立みえ四葉ヶ咲中学校 (仮称)
 設置場所：三重県立みえ夢学園高等学校 研修棟 (津市)

めざす学校の姿 (案)

「一人ひとりの願い(〇〇たい)が 芽生える 伸びる 広がる 学校」

- 年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校
- 安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校
- 語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまながりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校

ポイント

①「学びの多様化学校
 (いわゆる不登校特例校)」の申請
 【令和6年度】

②「昼間部」「夜間部」
 の設置

(検討中)
 ③分校又は分教室
 の設置

学校設置の枠組み (案)

◆入学対象者

- 三郷県内に在住・在勤の学齢期(満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで)を過ぎた人で、いづれかの要件を満たす人を入学対象とする。
 - さまざまな理由により義務教育を修了していない人
 - 不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった人
 - 本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
 - その他学校長が入学を認めたい人
- また、学齢期の生徒も受け入れることができるよう、「学びの多様化学校」の指定を文部科学省へ申請する。

◆学校規模

全校生徒50人程度を想定とする。

◆修業年限

3年間。最長9年を目安として在籍を可能とする。

◆入学時期・編入学対応

4月入学を基本。年度途中も入学を認める。

◆コースの設定 (例)

Aコース：「夜間中学」として特別に編成された教育課程を学ぶコース
 Bコース：「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

◆時間割イメージ (例) 月～金 週5日

校時	授業時間	
0校時 (星①)	15:25～16:05	40分
1校時 (星①)	16:10～16:50	40分
2校時 (星②)	16:55～17:35	40分
HR	17:35～17:45	
3校時 (星③) (夜①)	17:45～18:25	40分
食事・休み時間	18:25～18:45	
4校時 (星④) (夜②)	18:45～19:25	40分
5校時 (夜③)	19:30～20:10	40分
6校時 (夜④)	20:15～20:55	40分

9 県立高等学校入学者選抜の再募集における 応募資格の今後の取り扱いについて

入学者選抜制度検討会（※）では、県公私立高等学校協議会からの申し入れを受けて、令和4年度から再募集のあり方について協議を続けてきました。新たな再募集の応募資格については年度内にまとめる予定です。

（※）令和5年度は、学識経験者、有識者、企業関係者、PTA（小中・高校）、市町教委代表公立・私立の学校関係者の14人で構成

1 現在の状況

○再募集の応募資格（「実施要項」より）

- ・「三重県立高等学校入学者選抜において合格した者は、志願できない。」としています。

○再募集の受検状況（全日制課程）

- ・令和5年度選抜では、募集人数に満たなかった28校43学科・コースにて再募集を実施し、94人が受検しています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受検者数	18校 205人	21校 130人	24校 149人	22校 119人	22校 94人

○再募集を受検した生徒の状況

- ・令和4年度選抜及び令和5年度選抜で、受検者数が募集人数を超えた4校について、再募集を受検した生徒の状況を調査した結果、「私立高校に合格している生徒」が合格する一方で、「どこにも合格していない生徒」が再募集でも不合格となった事例がありました。

2 検討会での協議

- ・再募集で不合格となった「どこにも合格していない生徒」は、私立高校を受験できない家庭の事情が背景にあるなど、教育的に不利な環境のもとにありました。
- ・検討会では、どこにも合格できなかったことを、「本人の努力不足」や「子育ては家庭の問題」等、自己の責任や家庭の責任の問題としてとらえるのではなく、家庭の経済状況が子どもの進路や学力に影響を及ぼしている「子どもの貧困問題」の事象のひとつであると考えました。
- ・また、現行制度のままでは、今後も同様の事態が想定されるため、誰一人取り残さない教育を推進する観点から、受検生（生徒）の立場に立ち、現行の再募集のあり方自体を見直すべきであると考えました。
- ・再募集が、高校に合格していない者にとって、家庭の経済状況にかかわらず、高校に進学するための最後の受検機会となるよう、次の案について協議しています。

3 再募集の応募資格（案）

再募集を志願できる者は次の①、②の2つの要件を満たす者とする。

- ① 三重県立高等学校の入学者選抜に合格していない者。ただし、入学辞退届を提出した者は志願できる。
- ② 県内外の国・私立の高等学校等（高等専門学校を含む）のいずれにも合格していない者。ただし、「最終の入学手続き」をしていない者は志願できる。
なお、②については、「最終の入学手続き」をしていても、以下のいずれかの要件を満たす者は志願できる。
 - ・職業学科や総合学科、体育の専門学科、芸術の専門学科・コースを志願する者
 - ・やむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める者

<応募資格の見直しに関する委員からの主な意見>

- 前期・後期選抜は行ける学校を志願する生徒もいれば、行きたい学校に志願する生徒もいる。一方で、再募集は行きたい学校にチャレンジする機会であるよりも、どこにも合格していないが高校で学びたいと思う生徒にとって、最後のチャンスであるべきである。
- 再募集のあり方は、当初は私学の経営問題から協議が始まったが、どの高校にも合格しておらず、学ぶ機会を求める生徒に対して、ありとあらゆる努力をして、その機会を設定するという方向性は正しいと考える。

4 再募集の応募資格（案）についての補足説明

① 県立高校の入学辞退による再募集の応募について

- ・これまで県立高校を入学辞退して再募集を応募することはできませんでしたが、後期選抜で合格した県立高校の場合、合格者発表当日に、合格した高校に出身中学校長を通して「入学辞退届」を提出することにより、再募集を志願できることとします。

② 「最終の入学手続き」について

- ・県内私立高校については、県立高校の合格者発表後に実施する、入学予定者招集日等に出席して行う入学手続きを、最終の入学手続きとします。
- ・その他（県外等）の高校等については、各高校等への入学を確約する手続きを、最終の入学手続きとします。

③ 職業学科や総合学科、体育、芸術の専門学科・コースについて

- ・これらの学科・コースは県内私立高校には設置されておらず、県立高校においてのみ、施設・設備、担当する教職員等、専門的に学習できる環境にあるため、「最終の入学手続き」をしていても志願できることとします。

職業学科：22校〔農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉〕8科
総合学科：7校〔いなべ総合、飯南、昴、鳥羽、あけぼの、名張、木本〕
体育・芸術の専門学科：体育〔稲生〕、応用デザイン〔飯野〕
普通科：文化教養（吹奏楽）コース〔白子〕

*「農業」：県内私立高校1校に設置されているが、少人数（25人）全寮制で、専願募集に限られていることから、農業を学びたい希望者の学びの機会を保障するため、「最終の入学手続き」をしていても志願できることとします。

④ やむを得ない事情について

・経済的な事情においては、「最終の入学手続き」を行った学校における学業の継続に困難が生じることが想定されるため、次の場合については、やむを得ない事情として、中学校等の校長が了承のうえで、志願できることとします。

○生活保護受給世帯や、就学援助の要保護者、準要保護者等、国や县市町の行政から経済的な支援を受けている場合

○三重県の修学奨学金の貸与が内定している、又は、貸与条件にある世帯の所得額が、一定の基準以下である場合

○家計の急変し、三重県の修学奨学金の貸与条件にある世帯の収入額が、一定の基準以下である場合

・校長ごとの判断に差が生じないように、具体例を記載した「Q&A」集を作成する予定です。

5 導入年度について

2月9日に実施する第5回制度検討会を経て、記載いたします。

6 新たな応募資格を導入した後の検証について

2月9日に実施する第5回制度検討会を経て、記載いたします。

【参考データ】

ア 令和5年度選抜における再募集の受検状況

志願先の学科	Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ			合計
	私立高校に最終手続きをした者			私立高校に合格したが最終手続きをしなかった者			私立高校合格しなかった者、または私立高校を受検しなかった者			
	職業 学科	総合 学科 等	その他 の学科	職業 学科	総合 学科 等	その他 の学科	職業 学科	総合 学科 等	その他 の学科	
北部	8	0	13	0	0	3	0	0	6	30
中部	8	3	11	2	1	0	2	4	2	33
南部	0	1	0	0	0	0	6	14	10	31
合計	16	4	24	2	1	3	8	18	18	94
	44			6			44			

※総合学科等には、体育、芸術の専門学科・コースを含む

イ 全国の再募集の実施状況について

- ・全日制課程で再募集を実施している都道府県：40/47
 - 三重県と同じ応募資格（県立高校の合格者は受検できない）：26
 - どの高校にも合格または入学手続きをしていない者に限る：14

 - ・再募集の前に2回の選抜を実施している都道府県（※）：3
 - 三重県と同じ応募資格（県立高校の合格者は受検できない）：1（三重）
 - どの高校にも合格または入学手続きをしていない者に限る：2（山梨・愛知）
- （※）ほぼすべての高校で2回（前期・後期）の受検機会があり、かつ、再募集を欠員のあるすべての学校で実施している都道府県の数

10 「三重県人権教育基本方針」の改定に係る最終案について

1 経過

(1) 中間案に対するパブリックコメント

令和5年10月6日から11月5日まで、中間案に対するパブリックコメントを実施し、52人（団体）から107件の意見をいただきました。

項目	意見数
全体に関する意見	4
I 基本的な考え方	38
II 人権教育の目的	9
III 個別的な人権問題に対する取組	11
IV 人権教育推進方策	34
V 教育関係者の取組	11
VI 附則	0

対応区分	意見数
①最終案に意見や提案内容を反映するもの	35
②意見や提案内容が既に反映されているもの	18
③意見や提案内容を今後の取組の参考にするもの	31
④反映または参考にすることが難しいもの	19
⑤その他（①～④に該当しないもの）	4

(2) 関係機関、関係団体等への意見聴取、有識者による監修

中間案作成時に意見照会を行った市町等教育委員会、県立校長会、小中学校長会、三重県教職員組合から意見を聴取するとともに、人権教育・人権啓発に関わる団体等に意見照会を行いました。また、大阪教育大学 森実名誉教授に監修を依頼し、意見を伺いました。

2 主な改定内容

- ・ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の制定をふまえ、差別をなくし、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成する人権教育の目的を明確にするための修正を行います。
- ・ 現行の三重県人権教育基本方針を継承することを基本に、令和3年度に行った教職員意識調査の結果等もふまえて、これまでの取組を継承・発展させるため、これからの世代の教職員にもわかりやすい記述に修正します。
- ・ 現行の方針では3つめの目標となっている、自己実現に関わる内容を人権教育の目的に追記し、目的達成のための取組目標の1つめに新たに子どもたちの自尊心を高めることを記述します。
- ・ 三重県人権施策基本方針案をふまえ、「ひきこもり」を、教育として取り組むべき人権問題の1つに新たに位置付けます。
- ・ 多様な子どもたちを包摂し、子どもたちの学ぶ権利や意見の表明、参加する権利等の子どもの権利を保障することの重要性を強調するための追記を行います。

3 今後の予定

- ・ 令和6年3月に、改定した「三重県人権教育基本方針」をホームページで公開します。
- ・ 改定した「三重県人権教育基本方針」のリーフレットを作成し、令和6年4月に、各市町等教育委員会や学校等に配付します。

三重県人権教育基本方針（現行）	最終案	改定理由
<p>I 基本的な考え方</p> <p>国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等が採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義して定めています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」というコンセンサスが広く定着しつつあります。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国及び地方公共団体の責務として定めています。</p>	<p>I 基本的な考え方</p> <p>国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等が採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義し、段階的に目標を定め、計画的に取り組むことが進められています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなす」という共通認識が広く定着し、すべての人の人権を実現することを目指す持続可能な開発目標の達成にも主要な役割を果たすとされています。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国や地方公共団体の責務として定めています。三重県では「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」で学校教育等を通じ人権教育を積極的に推進することを定めています。①</p>	<p>① 2005年からスタートした人権教育のための世界プログラムは、「初等中等教育のための人権教育」をテーマとする第1フェーズが2009年まで行われ、2014年までの第2フェーズ（「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」がテーマ）、2019年までの第3フェーズ（「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」と進められ、現在2024年までの第4フェーズ（「青少年のための人権教育」）の取組が進められていることをふまえて追記しています。</p> <p>また、SDGsを定めた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施において、すべての目標を達成するための主要な力としても人権教育は主要な役割を果たすとされていることをふまえて追記しています。</p> <p>さらに、2022（令和4）年に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行となったことを記載しています。</p>
<p>三重県教育委員会はこれまで、世界の人権教育と国際的な人権に関する条約等に学ぶとともに、「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきてきた。</p>	<p>三重県教育委員会はこれまで、国内外の人権や人権教育に関する動向をふまえながら、1997（平成9）年に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきてきました。②</p>	<p>② 現行の人権条例（差別解消条例）との違いをわかるようにするため、施行年を追記しています。</p>

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、単なる心がけだけでなく社会を変えていく具体的な行動にならざることをめざしてまいりました。また、その取組にあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間づくりに進み、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてまいりました。

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、差別を受ける当事者の意見や思いを聴き、当事者の立場に立って考えること、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身に付けることが必要です。

さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会のほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとりと、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点と、みんなで協働して公の取組を進めていくという考え方をもち、個々の取組を着実に進めていくことが求められています。

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切に、単なる心がけだけでなくそれらを解決し、社会を変えていく具体的な行動にならざることをめざしてまいりました。また、その取組にあたっては、偏見や差別によって一人ひとりが抱えさせられている課題や悩みから出発して、仲間づくりに進み、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてまいりました。③

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、人権侵害を被っている人々の意見や思いを聴き、その視点に立って考えることが必要です。④また、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が多様な人々との出会いを通じて確かな人権感覚を身につけるとともに、子どもたちの権利を尊重し、その最善の利益が表現されるよう取り組むことが必要です。⑤

さらに、家庭、幼稚園等・学校（以下「学校」という。）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとりと、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、協働して公の取組を進めていくという考え方に立ち、互いの取組に学びながら個々の取組を着実に進め、充実させていくことが求められています。⑥

③ 「社会を変えていく具体的な行動」が、差別を解消することで社会の状況を変えようとしてきたことであることから、「社会を変えていく」の前に「それらを解決し、」を追記しています。

また、一人ひとりの課題や悩みが人権問題によるものであり、偏見や差別が子どもたちのおくらしにさまざまな形で影響を及ぼしているということがわかるよう、「偏見や差別によって」を追記するとともに、「一人ひとりが抱えさせられている」に修正しています。

④ 誰もが人権侵害の被害者となりうることから、国定的な印象を与えかねない「差別を受ける当事者」という文言を修正しています。

⑤ 2021（令和3）年に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」で被差別当事者との出会いが教職員の人権問題に関する認識や指導に対する自信に好ましい影響を与えていることが明らかになっていることから、多様な人々との出会いの重要性を示す追記をしています。また、教職員が子どもの権利を尊重し、教育活動に取り組むことの必要性について新たに記述しています。

⑥ 法律や条例を根拠に、さまざまな主体が差別の解消という社会共通の目的に向けて協働して取り組むことが重要であることから、「協働して公の取組を進めていく」ということを強調しています。また、「互いの力」や「地域の資源」という抽象的な表現を修正しています。

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権問題を解決するため、国際条約、日本国憲法や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、学校教育や地域における社会教育を通して県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら充実させていきます。

II 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。

- 人権についての理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身に付ける。
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育てる。

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権問題を解決するため、日本国憲法や国際条約、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」その他の差別を解消するための法律や条例などに基づき、県全体の人権教育を各主体と協働しながら積極的に推進していきます。⑦

II 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の3点を目標とします。⑧

- 自尊心を高め、自他の価値を尊重する意識を育む。
一人ひとりが、自分に誇りをもち、自分らしく生きようとする態度を身につける。⑨
- 人権について理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の普遍的価値や自分自身がある権利について理解するとともに、さまざまな人権問題の解決に必要な知識を十分に身に付ける。⑩
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育む。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え

⑦ 現行の三重県人権教育基本方針に位置づけられている人権問題のうち、13の課題を明記しており、取組の根拠となるものであることから「人権教育・啓発に関する基本計画」を追記しています。

また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」などに基づき、三重県教育委員会が市町との役割分担をふまえながら、協働して県内全域において人権教育を積極的に推進していく旨、文章を修正しています。

⑧ 自己実現を可能にすることは、人権教育の重要な柱である進路保障の取組がめざしたことであり、教育的に不利な環境のもとにある子どもも自己実現は、三重県教育ビジョンに込める想いである、誰一人取り残さない教育の推進にも重なるものであることから、三重県人権教育基本方針における目的に位置づけられています。

⑨ 一人の人間として大切にされていると実感できる中で、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生えてきます。そのため、1つめの目標として、子どもたちの自尊心の向上を位置づけています。

⑩ 人権について身につける知識として、人間が生まれながらに誰もが有している具体的な権利であることが分かるよう、文言を修正しています。また、「知的理解」の内容として、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個々の人権問題に対する理解を深めるという個別的な視点からのアプローチが必要であることを示すため、追記しています。

現行の3つめの目標については、目的の中に位置づけなおすことで、目標としては削除しています。

一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するようない出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

- 一人ひとりの自己実現を可能にする。
 - 一人ひとりが、自尊心を高め、自他の価値を認め、尊重しながら、進路を主体的に切り拓くことができる力を身に付ける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく教育・学習の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育
- 外国人の人権に係わる問題を解決するための教育
- 子どもの人権に係わる問題を解決するための教育
- 女性の人権に係わる問題を解決するための教育
- 様々な人権に係わる問題を解決するための教育

※ 様々な人権に係わる問題とは、高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等 などを指します。

に反するようない出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身に付ける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする行動力を身につけられるよう、個別的な人権問題について理解を深め、解決に向けた実践行動に必要な態度や技能を育む教育を積極的に推進します。

① 主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等 があります。

② 社会の動向等により新たに生じる人権問題についても、状況に応じ必要な教育に取り組みます。

⑩ 課題の解決に向けた行動力を身につけるためには、個別的な人権問題に関する知識と具体的な行動に結びつく意欲や態度、技能（3側面の資質・能力）を育成する必要があります。ことを追記しています。

⑪ 三重県人権施策基本方針案の内容をふまえて、現行の方針において「様々な人権に係わる問題」の1つとして示していた「ホームレスの人権に係わる問題」は「貧困等に係る人権課題」に含めることとするとともに、「ひきこもりに係る人権課題」を新たに追記しています。

また、近年、個別的な人権問題を解決するための法律や条例が制定され、教育の実施を明記しているものもあることなど、人権問題に対する社会的関心の高まりをふまえ、「5つの問題」と「それら以外のさまざまな問題」を分けず示すこととしています。

⑫ 新型コロナウイルス感染症に関わって発生した人権に関わる問題を教訓に、今後取組が必要となる新たな問題への対応について追記しています。

IV 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養うため、教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることとす。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 すべての学校において、教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。

(2) すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう学習活動を創造します。

2 すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。

(1) 子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。

(2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態

IV 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、教科等指導、生徒指導、学校経営、その他さまざまな取組など、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることとす。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの現在や将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。

(1) 子どもを権利の主体として尊重し、学校の多様性、包摂性を高め、意見表明や参加する権利などの子どもの権利や、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。

(2) 子どもが、偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚し、自分自身の生活や社会の状況を変えようとする行動力や未来を切り拓く実践力を身に付けられるよう、学習活動を創造します。

2 子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。

(1) 身のまわりにある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。

(2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会に存在

⑭ 「人権教育の目標」の表記に合わせて修正しています。また、主体性を育む教育活動が重視されており、体系的な教育活動や、総合的な学習の時間や総合的な探究の時間に取り組み子ども主体の学習活動などにおいて、も人権の観点を取り入れることが重要であることから、「さまざまな取組」を追記しています。

⑮ 人権教育は言うまでもなくすべての学校において取り組むものであることから、「すべての学校において」を削除しています。また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の記述に合わせて「現在」を追記しています。

⑯ 多様な子どもたちの存在や価値観が尊重され、包摂される学校をつくり、子どもの権利を保障する取組を進めるため、文言を追記しています。

⑰ 差別をなくす主体者の育成を意識し、差別が存在する社会に生きる一人であることを追記しています。また、全体通して表現を統一するため「状況を変えようとする行動力」を「状況を変えようとする行動力」に修正しています。

⑱ ⑳と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。

㉑ 現行方針の(1)にある「子どもの生活の中にある～」は家庭生活だけでなく、学校生活や友だちとの人間関係など、一人ひとりの子どもの行動に関わるすべてを表すものであることから、文言を修正しています。

<p>を明らかにします。</p> <p>3 すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実とともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。</p> <p>(1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。</p> <p>(2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。</p> <p>(3) 家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。</p>	<p>する差別の実態を明らかにします。㉔</p> <p>3 子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制のもと、総合的・系統的に人権教育を推進します。㉕</p> <p>(1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。</p> <p>(2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。</p> <p>(3) 家庭、地域、関係する学校および関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの体制で人権教育を推進します。㉖</p>	<p>㉔ 実態を「差別の実態」であるとわかるよう追記しています。</p> <p>㉕ ⑮と同様の理由で「すべての学校において」を削除しています。</p> <p>㉖ 体制の確立をめざす段階から「確立された体制」で人権教育を進めていく段階に進めるため、修正しています。</p>
<p>人権尊重の地域づくり</p> <p>「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校での人権学習を肯定的に受容するよう家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識が広まることです。</p> <p>三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点で以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。</p> <p>1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。</p> <p>(1) すべての市町において、多様な主体による人権教</p>	<p>人権尊重の地域づくり</p> <p>「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組を肯定的に受容するよう家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒に活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識を広めることです。</p> <p>三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり等の観点を以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。㉗</p> <p>1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。</p> <p>(1) 市町において、多様な主体による人権教育推進体制</p>	<p>㉗ 人権学習に限定せず、教育活動全体を通じてさまざまな人権教育の取組に修正しています。また、人権尊重の地域づくりは学校が核となって主体的に行っていく必要があることから、「意識を広める」に修正しています。</p> <p>また、「指導者の育成」から「人権教育推進体制を構築する関係者の拡大」へと展開を広げていくよう、取組1(2)に新たに記述します。</p>

<p>育推進体制が確立できよう協働し推進します。</p> <p>(2) 人権教育推進のための社会教育関係者の実践力向上及び地域社会における指導者の育成に努めます。</p> <p>(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。</p> <p>2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。</p> <p>(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。</p> <p>(2) 地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。</p>	<p>のもと、協働して取組を推進します。②</p> <p>(2) 人権教育推進体制を構築する関係者の人権意識や実践力の向上および関係者の拡大に努めます。②</p> <p>(3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。</p> <p>2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。</p> <p>(1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。</p> <p>(2) 地域社会における課題を克服するため、人権教育推進体制を構築する関係者との協働による計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。②</p>	<p>② すべての公立学校で人権教育推進協議会が組織され、人権教育が取り組まれていることから、表現を修正しています。</p> <p>② 子どもたちに関わるおとなの人権意識が人権意識の向上を追い上げています。また、保護者や地域住民等、地域に関わられた人権教育活動を創出し、人権教育に対する協力者の拡大を図るため、文言を修正しています。</p>
<p>3 様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。</p> <p>(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。</p> <p>(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。</p>	<p>3 さまざまな学習の場における人権教育を積極的に推進します。</p> <p>(1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。</p> <p>(2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館・隣保館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。②</p>	<p>② 地域社会全体で人権教育を進めるための施設の一つとして、隣保館を追い上げています。</p> <p>② 教育関係者の人権意識や指導力は人権教育を進めるうえで重要な教育条件であり、それらの向上を図る不連続の研究や修養は不可欠なものであることから、推進方策の一つとしていた教育関係者の取組を独立して位置づけるため、連番「V」を追い上げています。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、積極的に人権教育を「推進します」と修正しています。</p>
<p>教育関係者の取組</p> <p>すべての教育関係者は人権問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組めます。</p> <p>● 人権問題は、現在の社会の中に醸成しているとい</p>	<p>V. 教育関係者の取組</p> <p>教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育を推進します。②</p> <p>● さまざまな人権問題が現在の社会の中に醸成して</p>	<p>② 教育関係者の人権意識や指導力は人権教育を進めるうえで重要な教育条件であり、それらの向上を図る不連続の研究や修養は不可欠なものであることから、推進方策の一つとしていた教育関係者の取組を独立して位置づけるため、連番「V」を追い上げています。また、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、積極的に人権教育を「推進します」と修正しています。</p>

<p>う事実認識にたち、その現状を的確にとらえます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識にたちます。 ● 人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚していくことを通して達成されるものであるという認識にたちます。 ● 日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識にたちます。 ● 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。 ● 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について正しく理解します。 ● 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。 	<p>いるという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。^㉔</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。 ● 人権問題は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことをとおして解決していくものであるという認識に立ちます。 ● 社会に存在するさまざまな意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。 ● 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努めます。 ● 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について理解します。 ● 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。^㉕ 	<p>㉔ それぞれの個別的な人権問題の存在を、個々の事実をもとに認識することが必要であるという意図をわかりやすく示すため、「さまざまな人権問題が現在の社会の中に～」に修正しています。</p> <p>㉕ 三重県同和教育基本方針や三重県人権教育基本方針の表記を踏襲していることで全体の表記が統一されていないため、修正しています。また、自明であることとして「日本の」を削除しています。</p>
<p>V 附則</p> <p>1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。</p>	<p>VI 附則^㉖</p> <p>1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。</p> <p>2 本基本方針に基づく取組の参考となる資料を作成します。^㉗</p>	<p>㉖ 教育関係者の取組にVをつけることに伴い、附則のVをVIとしています。</p> <p>㉗ 社会状況の変化に対応しながら方針に基づき取組を進めるため、参考となる資料を学校に示すことを新たに記述しています。</p>

1 1 令和6年度「みえ祭協力隊」の公募について

1 令和5年度「みえ祭協力隊」について

三重県教育委員会では、継承の危機にある県内の祭礼行事等支援の一環として、未来の担い手である小中高生を対象とした「みえ祭協力隊」事業を今年度から行っています。

令和5年度は、異校種交流として、それぞれの祭礼行事ごとに班を作り、各祭礼行事の体験取材、取材内容を取りまとめるワークショップ、成果を発表する「みえ祭会議」において、大学生のサポートを受けながら各班で協力して成果をとりまとめ、発表を行いました。

① 募集方法（6月20日から7月14日まで）

インターネット（県電子申請システム）による申込を行いました。

約10名の募集定員に対し、84名の応募があり、祭礼行事ごとに中学・高校生2名、小学生3名となるよう抽選で25名を選定しました。

② 事前説明会（7月26日）【県庁7階教育委員室】

対面・オンライン併用で、児童生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施。県内の無形民俗文化財の基礎知識や祭協力隊の活動の狙いについて説明し、事前学習を行いました。

③ 体験取材（7月下旬から8月中旬まで）

県内5件の指定無形民俗文化財の保持団体にご協力いただき、それぞれの祭礼行事について現地で説明を受け、「山車を引く」「笛・太鼓の体験」等、実際の行事を体験取材しました。保持団体からは「積極的に質問する隊員たちの熱意にびっくりした」との声が寄せられました。



④ ワークショップ（8月27日）【総文中研修室】

対面・オンライン併用で、祭礼行事ごとに班に分かれ、皇學館大学生のサポートを得ながら取材内容を取りまとめました。参加した子どもたちから「違う年齢の人たちと一緒に話し合い、関わりあえたことが楽しかった」等の感想がありました。



⑤ 成果発表（12月23日）【総文大研修室】

県内の無形民俗文化財保持団体と行政担当者を対象とした「みえ祭会議2023」において、祭礼行事ごとに取材成果を発表しました。関係者からは、「熱意ある素晴らしい発表だった」「行事を続ける励みとなった」との声がありました。



発表資料はHP（URL：<https://www.omatsuri.pref.mie.lg.jp/>）で公開しています。

2 令和6年度「みえ祭協力隊」の公募について

令和5年度の成果を踏まえ、令和6年度については下記のとおり公募を行う予定です。

(1) 目的

継承の危機にある県内の祭礼行事を実際に体験し、児童生徒ならではの視点で切り取った魅力を成果発表会の場で保存団体等へ伝えることで、児童生徒たちが郷土の魅力を発見し、郷土愛の形成や地域を活性化する課題を解決する力を育むことを目的とします。

(2) 対象

三重県内に在学もしくは実施日に帰省する児童生徒 25～30名程度

※「(4)今後の予定」に記載のスケジュールに対応できる児童生徒とします。

※応募者多数の場合は抽選で決定します。

(3) 内容

実際に県内の祭礼行事に参加し、その魅力や課題解決に向けた提案を可視化し、保存団体等が参加する成果発表会で発表していただきます。

参加していただく祭礼行事は市町指定以上の無形民俗文化財で、原則夏休み中に実施される予定のものです。

なお、県内で5件程度を予定していますが、天候やコロナウイルス感染状況等により祭礼行事自体の実施が未確定のため、変更の可能性があります。

また体験取材当日及びワークショップ、成果発表には大学生によるサポートを計画しています。

(4) 今後の予定

6月	募集開始
7月上旬	参加者決定・事前説明会（対面・オンライン併用）
7月中旬～8月中旬	体験取材
8月下旬	ワークショップ（成果の取りまとめ）
9月下旬	成果発表会

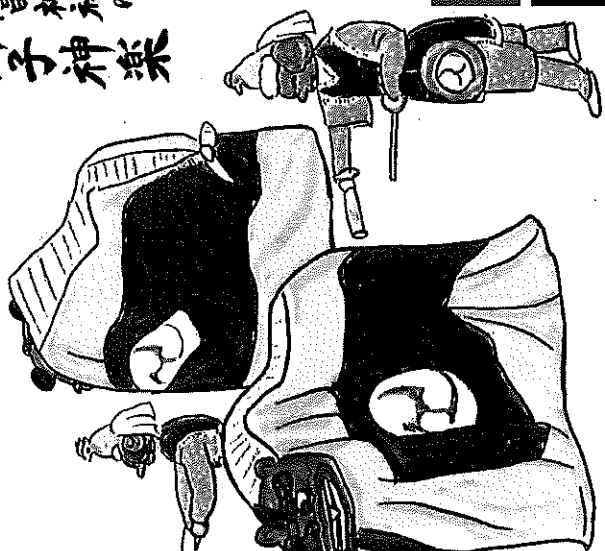
(5) 申込方法

県電子申請システムを予定。詳細は後日周知します。

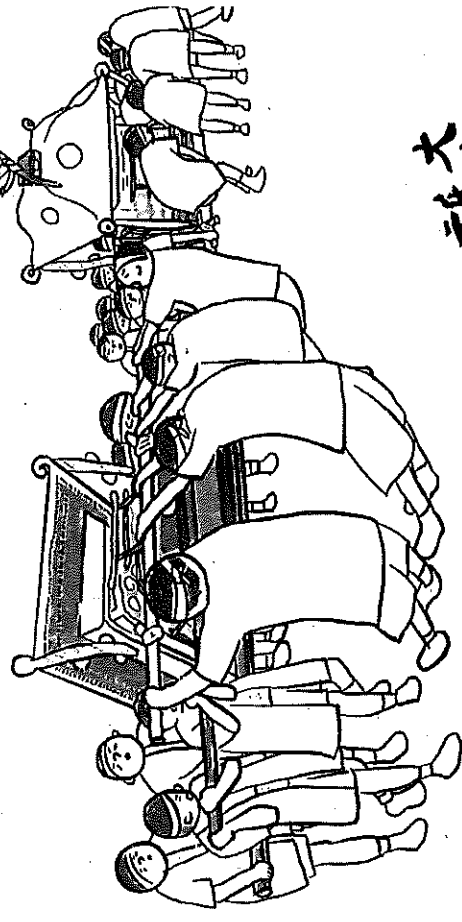
(6) その他

- ・ 生徒の個人参加とすることから、教員等の引率は不要です。ただし、夜間の行事もあることから、中学生以下は保護者の同伴を求めます。
- ・ 三重県教育委員会で一括して傷害保険に加入します。

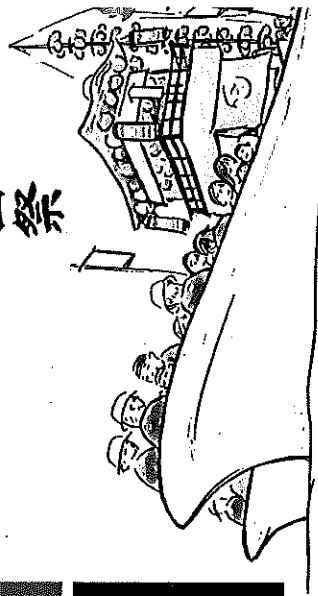
伊奈宮神社の
獅子神楽



植木神社の
秋園祭



大淀の
秋園祭



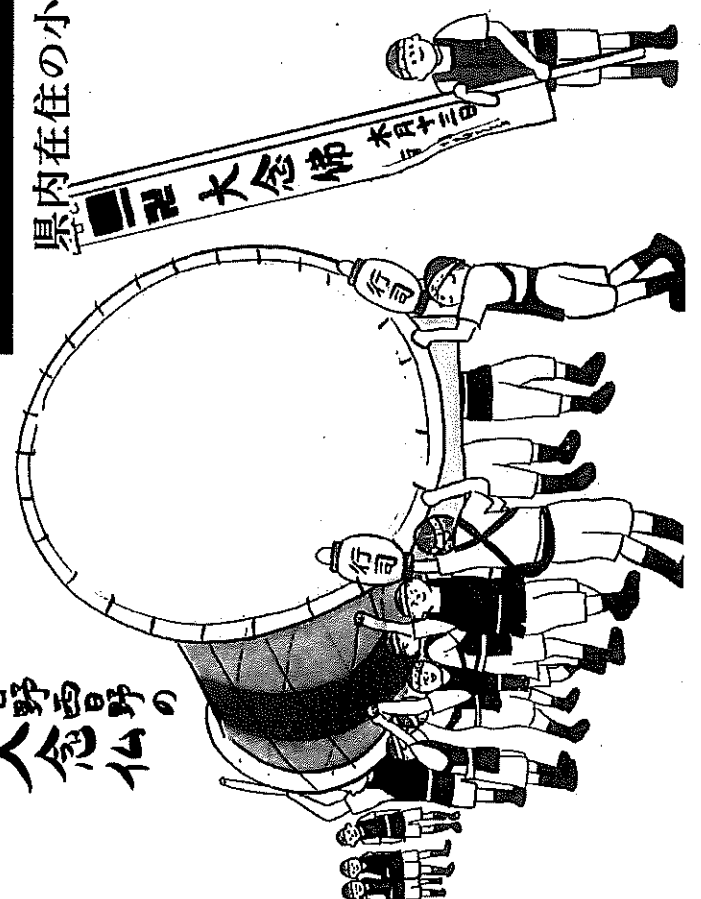
www.omatsuri.pref.mie.lg.jp

みえ祭協力隊

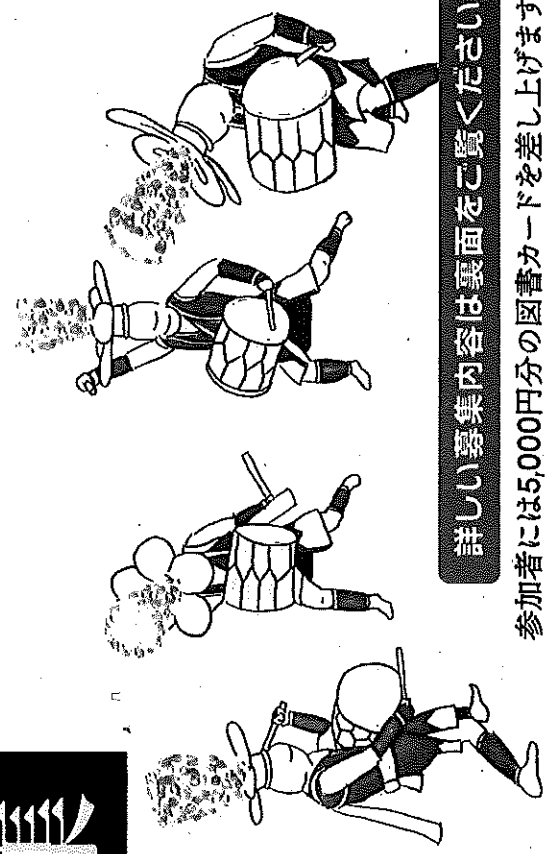
県内在住の小学生・中学生・高校生のみなさん

募集

東日野西日野の
大念仙



狩師町の
かんこ踊



詳しい募集内容は裏面をご覧ください

参加者には5,000円分の図書カードを差し上げます!

まつり みえ祭協力隊ってなに?!

三重県の「祭」を体験取材、その魅力を発信します!

県内在住の小学生、中学生、高校生で、三重県内の「祭」や伝統行事、無形民俗文化財に興味のある児童・生徒のみなさん。
 (注)小学生・中学生は保護者の同行が必要。いずれも現地集合・現地解散です。参加費無料(交通費は参加者負担)。

募集対象

募集人数

募集方法



特設サイトからお申し込みください。
<https://www.omatsuri.pref.mie.lg.jp>

10名前後(申し込み多数の場合は抽選とさせていただきます。)

募集期間 6月26日(月)~7月14日(金)

参加決定

応募時に記載されたメールアドレス宛に、
 7月19日(水)までに決定通知を送付します。



みえ祭協力隊のスケジュール

事前説明会

7/26(水) 13:30~16:00
 三重県庁7階
 (津市広明町13番地)
 *オンライン会議ツールもOK。

各祭の体験取材

夏休み期間中の県内5つの「祭」を対象に
 このうち一つの「祭」を体験取材

参加後のワークショップ

8/27(日) 13:30~16:00
 三重県総合文化センター中研修室
 (津市一身田上津部田1234)
 *オンライン会議ツールもOK。

みえ祭会議

12/23(土) 13:30~16:00
 三重県総合文化センター大研修室

1

大淀の祇園祭

7月29日(土) 11時~15時
 場所:多気郡明和町大淀など

2

植木神社の祇園祭

7月30日(日)13時30分~17時
 場所:伊賀市平田など

3

伊奈富神社の獅子神楽

7月30日(日)13時~15時30分
 場所:鈴鹿市福生町など

4

東日野・西日野の大念仏

8月13日(日)16時30分~20時
 場所:四日市市東日野町など

5

狛師のかんこ踊

8月14日(月)17時30分~21時
 場所:松阪市狛師町など

お問い合わせ

三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 記念物・民俗文化財班
 ☎ 059-224-3328 ✉ shabun@pref.mie.lg.jp

1.2 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」 について

昨年度策定された、国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインをふまえ、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を別冊3のとおり策定しました。

概要版は次頁のとおりです。

三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（概要）

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域連携・地域移行に向けた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域移行を進めるととされた。これを受けて、「三重県教育委員会では、国のガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定した。その内容については、これまでの「三重県部活動ガイドライン」をベースに、「国のガイドライン」で示された新たな部分や地域クラブ活動について、地域連携・地域移行した場の想定パターンや県内で先行している地域や市町の事例等を記載した。

※「三重県部活動ガイドライン」は中学生および高校生を対象とする。「新たな地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私立は実情に応じて取り組むことが望ましい。

◎ 三重県部活動ガイドライン

- 1 学校教育の一環としての部活動
 - (1) 学校部活動の意義
 - (2) 部活動の現状と課題
 - (3) 安全面への配慮
- 2 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、強制的に加入させることがないようにする。

 - (1) 適切な活動計画の作成と共通理解
 - (2) 参加大会等の精選
 - (3) 休養日・活動時間の設定
 - (4) 適切な部活動指導に向けた研修
 - (5) 部活動指導の在り方の見直し
 - (6) 体罰等の根絶
 - (7) 安全管理と事故発生時の対応

◎ 新たな地域クラブ活動方針

- I 新たな地域クラブ活動

適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

 - (1) 地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定
 - (2) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連携体制の構築等
 - (3) 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を希望する教員等の兼職兼業
 - (4) 三重県部活動ガイドライン2 (1) に準じた活動内容
 - (5) 三重県部活動ガイドライン2 (3) に準じた適切な休養日等の設定
 - (6) 活動場所として学校等公共施設を活用
 - (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
 - (8) 怪我等が生じていても適切な補償が受けられるよう保険の加入を促進
 - (9) 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応
- II 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法
 - (1) 休日の活動の在り方等の検討
 - (2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備
 - (3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保
 - (4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備
- 2 学校との連携等

学校・家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動と部活動との共通理解。県および市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者および校長は地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の環境整備

 - 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法
 - (1) 休日の活動の在り方等の検討
 - (2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備
 - (3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保
 - (4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備
 - 2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ
 - 3 総合的・計画的な取組

国ガイドライン・本方針を参考に、市町方針を作成し、地域移行を推進

◎ 大会等の在り方の見直し

- 1 大会主催者は地域クラブ活動等も参加できよう参加資格を見直す
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制を整備する
 - (1) 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う
 - (2) 教育委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の職務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う
- 3 熱中症対策等、生徒の体調管理を最優先に対応する

13 令和6年度トップリーダーマネジメント研修 実施要項

1 目的

社会の激しい変化に伴い、学校は複雑かつ多様な課題に対応することが求められており、このような諸課題に対応するには、管理職のリーダーシップと組織マネジメント力により教職員が一体となって組織的に取り組む必要がある。

また、受講奨励において校長自らが喫緊の教育課題や最新の社会情勢等について自律的に学ぶことが求められる。

本研修は、経験2年目および3年目等の校長が、誰一人取り残さず、子どもたちの可能性を引き出す教育の推進に向け、時代の変化に対応した管理職として必要なマネジメント能力を高めることを目的とする。

2 主催

三重県教育委員会

3 対象者

次の条件に該当する者

- ・令和5年度および令和4年度新任校長研修対象者（経験2年目および3年目の校長）
 - ・令和3年度以前の新任校長研修対象者のうち希望する者
- ※受講免除対象者については、別途協議をして決定する。

4 研修概要

(1) 受講講座数

対象者	留意事項	必須受講講座数
令和5年度新任校長研修対象者	原則として、(2)の4講座の中から令和6年度に2講座、令和7年度に1講座受講する。 ※単年度で全ての講座を受講することを可とする。	2年間で 3講座
令和4年度新任校長研修対象者	原則として、(2)の4講座の中から令和6年度に1講座受講する。 ※希望する全ての講座を受講することができる。	1年間で 1講座
令和3年度以前の新任校長研修対象者	希望する全ての講座を受講することができる。	—

※令和7年度は講座内容を変更する場合がある。

(2) 日程と内容

回	実施日時	講座内容	会場
1	6月27日(木) 10:00~12:00	【集合】【スタッフマネジメント】 講義・演習 「教職員のセルフリーダーシップを高めるヒューマンリソース・マネジメント(仮)」 講師 未定	県総合教育センター

2	8月27日(火) 10:00~12:00	【集合】【学校教育におけるウェルビーイング】 講義・演習 「VUCAの時代と向き合い乗り越えていく学校教育のあり方(仮)」 講師 未定	県総合教育センター
3	10月28日(月) 10:00~12:00	【集合】【インクルーシブ教育】 講義・演習 「共生社会の実現に向けたインクルーシブな学校づくり(仮)」 講師 昭和大学大学院 准教授 副島 賢和	県総合教育センター
4	12月5日(木) 10:00~12:00	【集合】【リスクマネジメント】 講義・演習 「スクール・コンプライアンスとリスクマネジメント(仮)」 講師 日本女子大学 教授 坂田 仰	県総合教育センター

※今後、日程と内容については、変更する可能性があります。

5 受講申し込み

研修担当(県総合教育センター) Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 02 管理職研修 → (Q01) トップリーダーマネジメント研修」で当該研修講座を確認し、「受付中」をクリックして「講座申込み」フォームに必要事項を記入のうえ申し込む。

※研修担当(県総合教育センター) Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) の「1 研修講座 → 14 研修申込みについて」を参照。

6 受講上の留意事項

- (1) 台風等の非常時における開催については、研修担当(県総合教育センター) Web ページ (<https://www.mpec.jp/>) Information に掲載の「台風、南海トラフ地震、弾道ミサイル発射等非常時における研修講座の実施について」のとおりとする。
- (2) やむを得ず欠席・遅刻・早退をしなければならない場合、県教育委員会事務局研修企画・支援課(059-226-3428)に連絡する。
- (3) 上履き、名札(学校名、名前を記載したもの。各所属校で使用しているもので可)を持参する。
- (4) 研修費用の予算コード
 - ① 小学校・義務教育学校(前期課程)「1181-22」
 - ② 中学校・義務教育学校(後期課程)「1183-22」
 - ③ 高等学校「1186-07」
 - ④ 特別支援学校「0553-07」